

第2章 地域全体の都市づくり構想

1. 都市づくり上の課題

- “豊かな自然と大地”、“街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産”を大切にしながら、次世代に継承する超長期的な視点での目標像と取組みが必要です。
- 都市全体の複合的課題を解決しながら、総合発展計画等と連動して将来像を実現するための中長期的な目標像と取組みが不可欠です。
- 町民の関心が高い地域課題の解決に向けて、町民の観点から目標像を設定し、町民が主体的に取り組むことが求められます。

どのような視点で都市づくりを行っていくのかの課題を整理しています。
「時間の流れを軸」として都市づくり上の課題を示し、中標津町の独創的な都市マスの構成「超長期構想（1000 年）、長期構想（100 年）、中期構想（10・数十年）を導く課題となっています。

1-1 次世代に継承する超長期的な視点での目標像と取組み

町民に大切にすべき環境として高く評価されている 2 つの環境（豊かな自然と大地、街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産）を大切にしながら、次世代に継承する超長期的な視点での目標像と取組みが必要です。

特に、武佐岳や標津川、広く続く平地と変化に富んだ河岸段丘の地形などの“豊かな自然と大地”を次世代に継承し、北海道遺産にも指定された格子状防風林や日本初の殖民軌道、鉄道跡地、道路などの交通体系、防空壕跡等の戦時中の遺構、空港・旧海軍による空港建設用道路、神社周辺の鎮守の森、殖民区画を基盤とした市街地、農業試験場、馬鈴薯原種農場、さけ・ますふ化場など“街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産”を大切にすることが重要です。

1-2 総合発展計画等と連動して将来像を実現するための中長期的な目標像と取組み

地域の発展とともに顕著となっている都市全体の安全性や活力度、都市経営などにわたる複合的課題を解決しながら、総合発展計画等と連動して将来像を実現するための中長期的な目標像と取組みが不可欠です。

1-3 町民の関心が高い地域課題の解決に向けた町民主体の取組み

町民の関心が高い地域課題の解決に向けて、町民の観点から目標像を設定し、町民が主体的に取り組むことが求められます。

特に、タワラマップ川等の小河川、エゾリンドウ群生地などといった自然の緑地や小河川などの身近な自然環境を守り活かすとともに、地域コミュニティの希薄化などの課題の解決を図りながら、高齢者や障がい者、子ども、女性、若者などといった様々な観点から検討され、取り組まなければならないことです。

2. 将来都市像と都市づくりの基本目標

【将来都市像】

- 私たちは、中標津の将来都市像を「環境首都 なかしべつ」と呼ぶこととし、その具体化に向けた都市づくりの基本目標を以下の3点とします。

【都市づくりの基本目標】

- ① 自然環境と歴史環境を大切にした超長期的な都市の骨格づくりに取り組めます。
- ② 交流・共生・自律をテーマとした拠点やネットワークからなる長期的な都市の構造づくりを進めます。
- ③ “総合発展計画”を踏まえ、生活実感に基づいた実効性の高い施策を展開する中期的な都市の整備推進を図ります。

自然や歴史を大切にし、交流・共生・自律を追求する都市づくりの将来像です。自然や歴史を大切にした都市の骨格（ミレニアムプラン）、交流・共生・自律を追求する都市の構造（夢実現化構想）、地域・人本位のまちづくり（総合計画連動構想）へとつながります。

将来の中標津町民のライフスタイル

将来の中標津町民は、悠久の時を超えて形成された豊かな“自然や大地”に感謝し、開拓に始まる街の基盤が形成された“20世紀の近代化遺産”を大切にしながら、それらを次の世代へ継承する人々です。また、広域から地域にわたる様々な人々との“交流”を楽しみ、自然や農業との“共生”を積極的に図り、自由と責任を意識しながら“自律”して行動している人々でもあります。

このような町民の生活を実現するため、将来の中標津町の都市は、“豊かな自然と大地”と“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を骨格としながら、“交流・共生・自律”をテーマとした拠点やネットワークからなる構造を有することが大切です。

まず、市街地は、人口の大幅な増加が見込めない時代の到来に対し、既存の都市基盤を最大限活用した経営効率と公共サービス水準の高いコンパクトな規模を維持しなければなりません。

また、中心市街地は、商業の場としてのみならず、すべての町民が親しみ、誇れることのできる豊かな環境のもと、安心して安全に生活できる場であり、酪農などの基幹産業と連携した生業の場であり、観光客などとの交流を楽しむ場として活性化されることが期待されます。

さらに、多くの町民のつながりや思い出を育んできた学校や集会所、公園などの公共性の高い環境は、河川や緑道、人にやさしい歩行者道路などによってネットワークされ、いつまでも町民の絆をしっかりと結んでいく役割を担う必要があります。

2-1 将来都市像

■将来都市像…『環境首都 なかしべつ』

中標津町では、
自然や歴史といった環境を大切にするなかで、
交流を楽しみ、
共生を重んじ、
自律を追求し、
人間を中心に据えた都市を実現するための将来の都市像を

『環境首都 なかしべつ』

と掲げ、北海道全体の目標である“美しい北の国づくり”などの21世紀のモデル都市を目指した取組みを継続していく、強い意志を内外に示し、都市づくりに取り組みます。



2-2 都市づくりの基本目標

■目標① 自然環境と歴史環境を大切にした超長期的な都市の骨格づくり

“豊かな自然と大地”を次世代に継承し、“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を大切にするために、自然と共生した“持続的な都市”と歴史を積み重ねた“個性ある都市”を目指します。

⇒ そのため、自然環境と歴史環境を大切にした超長期的な都市の骨格づくりに取り組みます。

■目標② 交流・共生・自律をテーマとした長期的な都市の構造づくり

町民一人ひとりが、それぞれの人生を豊かにするための“地域への夢や希望”を叶えるため、様々な魅力にあふれ、深い思いやりに包まれた“交流都市”、地球に優しく、身近な潤いのあふれる“共生都市”、無駄が少なく、ゆとりある“自律都市”を創造します。

⇒ そのため、交流・共生・自律をテーマとした拠点やネットワークからなる長期的な都市の構造づくりを進めます。

■目標③ 生活実感に基づいた施策を展開する中期的な都市の整備推進

第6期総合発展計画を上位計画とし、町民と行政の協働のもと、実効性の高い施策を展開するため、“生活実感に基づいた都市”を整備します。

⇒ そのため、“総合発展計画”を踏まえ、生活実感に基づいた実効性の高い施策を展開する中期的な都市の整備推進を図ります。

2-3 全体都市づくり構想の構成

中標津町都市計画マスタープランの地域全体の都市づくり構想は、超長期構想（1000年）、長期構想（100年）、中期構想（10・数十年）で構成します。

■超長期構想：千年先の超長期に渡り、守り伝えていく環境を「都市の骨格」としようとする構想

1000年

次世代の子どもたちに伝えていきたいもの（自然環境と歴史環境）をまちづくりの土台にしていこうという思いが込められています。

ミレニアムプラン

- ・自然環境を大切にする
- ・歴史環境を大切にする

▽ その環境を大切にしながら…

■長期構想：百年の長いスパンをかけて実現していこうとする都市の構造を示す構想

100年

今すぐには無理でも、中標津で豊かに暮らしていくために“交流・共生・自律”をテーマとした都市の構造をつくり、夢や希望を実現しようとする思いが込められています。

夢実現化構想

- ・交流のある都市をつくろう
- ・共生する都市をつくろう
- ・自律した都市をつくろう

▽ その実現を目指して…

■中期構想：総合発展計画と連動して中期的期間の中で実効性の高い施策から取り組んでいこうとする構想

10年～数十年

身近な地域の問題を解決し、生活実感に基づいたテーマで構築し、町民と行政の協働で都市を整備していこうとする思いが込められています。

総合計画連動構想

- ・共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり
- ・安全・安心のまちづくり
- ・連携・創造の活力あるまちづくり
- ・個性豊かで美しい風格のあるまちづくり
- ・自律と共生のコンパクトなまちづくり

▽ 実現するための都市整備の基本方針

都市
整備

- ・土地利用
- ・水と緑の環境
- ・道路・交通体系
- ・その他都市施設等

3. 超長期構想…都市の骨格方針 ～ミレニアムプラン～

- “自然環境と歴史環境を大切にし、千年先に伝える超長期的な都市の骨格づくり”に向けた構想を「ミレニアムプラン」とします。

【都市の骨格目標】

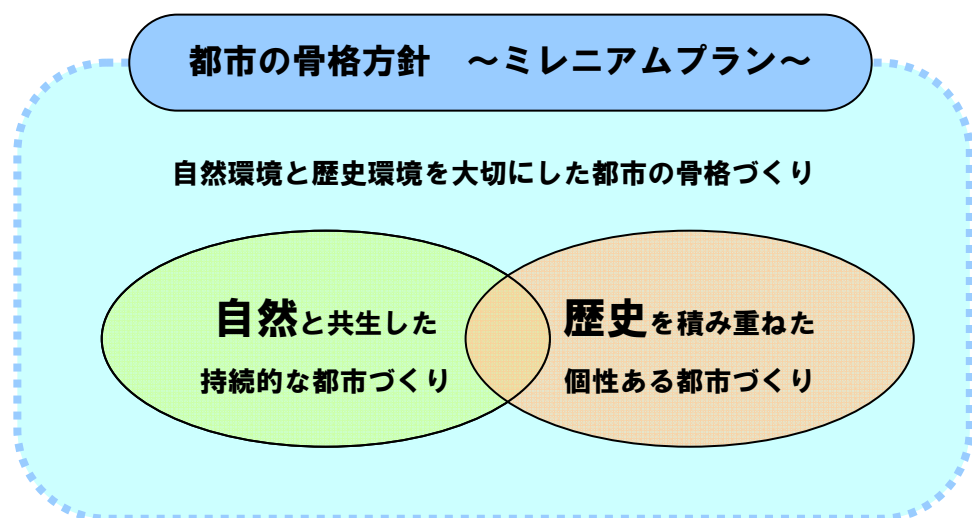
- ① “持続的な都市”を創造する「自然との共生」の目標を“都市化以前の状態に近い良好な自然の維持”とし、それに該当する自然環境を大切にします。
- ② “個性ある都市”を創造する「歴史の積み重ね」の目標を“語り継ぐべき開拓から近代化に至る20世紀の歴史の継承”とし、それに該当する歴史環境を大切にします。

基本目標を受け、千年先の超長期に渡り守り伝えていく環境を都市の骨格構造としようとする構想です。次世代の子どもたちに伝えていきたいもの（“自然環境”と“歴史環境”）をまちづくりの土台にしていこうという思いが詰められた構想となっています。

3-1 基本的な考え方

「“豊かな自然と大地”を次世代に継承し、“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を大切にすること」を目標とした超長期的な視点での都市の骨格づくりを目指します。

具体的には、“自然と共生した持続的な都市づくり”と“歴史を積み重ねた個性ある都市づくり”を基本的な方針とする「自然環境と歴史環境を大切にした都市の骨格づくり」を進めます。



この“自然環境と歴史環境を大切にした都市の骨格づくり”に向けた構想のキャッチフレーズを「ミレニアムプラン」とし、その基本的考え方を次のとおりとします。

3-2 ミレニアムプランの目標と内容

① “持続的な都市”を創造する「自然との共生」の目標

“都市化以前の状態に近い良好な自然”に該当する自然環境を大切にします。

“都市化以前の状態に近い良好な自然”に該当する自然環境として、

- ・骨格的な河川としての標津川、
- ・河岸段丘などの特色的な地形、
- ・ゆめの森公園や緑ヶ丘森林公園周辺、防風保安林の緑地、
- ・武佐岳への眺望を確保する空間、

などを大切にするものとして位置づけます。

また、

- ・標津川や河岸段丘によって分けられてきた“積極的な利用を図るべき土地”

を利用ゾーンとして、

- ・“自然との共生に配慮すべき土地”
- を共生ゾーンとして位置づけます。



② “個性ある都市”を創造する「歴史の積み重ね」の目標

“開拓から近代化に至る 20 世紀の歴史”に該当する歴史環境を大切にします。

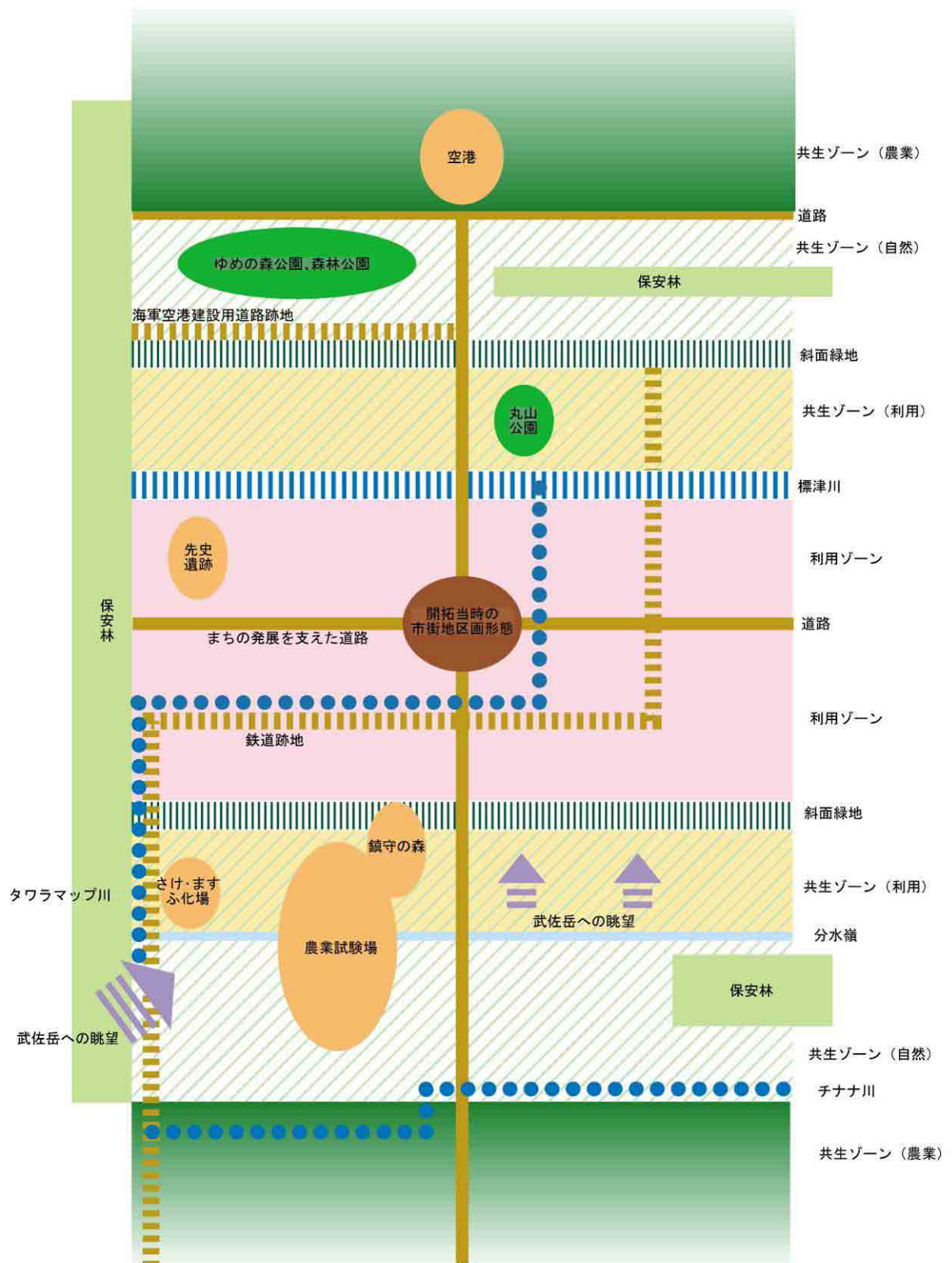
“開拓から近代化に至る 20 世紀の歴史”に該当する歴史環境として、

- ・基幹産業の発展に貢献した防風保安林、
- ・農業試験場、
- ・さけ・ますふ化場
- ・街の発展や人・ものの動きを支えてきた道路・殖民軌道・鉄道・空港、
- ・市街地発展の礎となった開拓当時の市街地区画形態、
- ・町民の心の拠り所となっていた中標津神社周辺の鎮守の森、
- ・先人の足跡である先史時代の遺跡

などを大切にするものとして位置づけます。



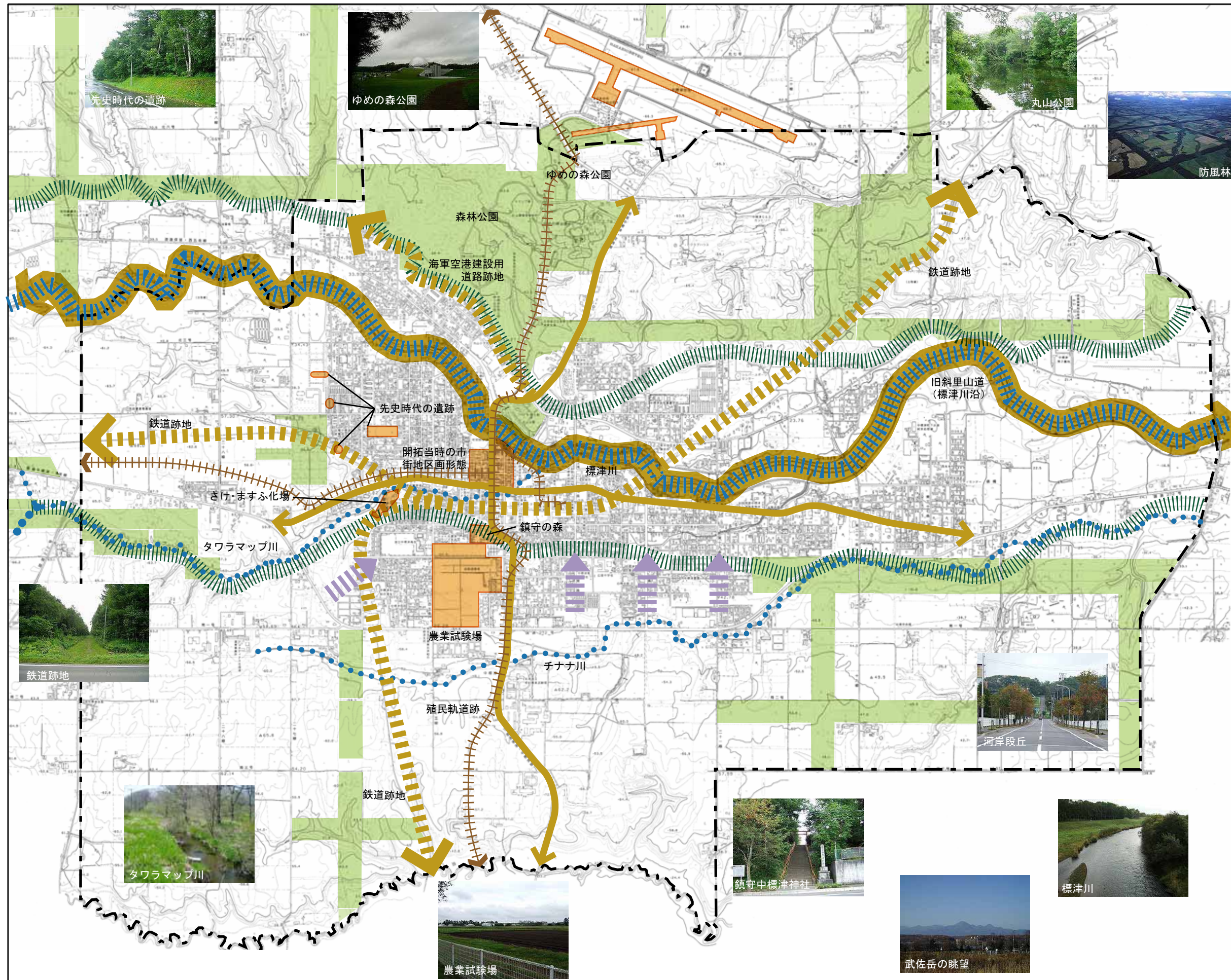
都市の骨格方針～ミレニアムプラン～の概念



“ミレニアムプラン”

都市の骨格構造

～自然環境と歴史環境を
千年先に伝える
“ミレニアムプラン”～



大切に自然環境

- 保安林・大規模緑地等
- 標津川
- 大事な小川
- 河岸段丘（斜面緑地）
- 武佐岳の眺望

大切に歴史環境

- 面的記憶
- 線的記憶（まちの発展を支えた道路）
- 線的記憶（鉄道跡地など）
- 線的記憶（殖民軌道跡）

都市計画区域界

縮尺：1／30,000

0 500 1000



4. 長期構想…都市の構造方針 ～夢実現化構想～

- “交流・共生・自律をテーマとした百年スパンの長期的な都市の構造づくり”に向けた構想を「夢実現化構想」とします。

【都市の構造目標】

- ①様々な魅力にあふれ、あたたかな思いやりに包まれた“交流のある都市”を実現するため、世界との交流・広域との交流・地区内での交流のための拠点づくりと多様な移動ネットワークをつくります。
- ②地球に優しく、身近な潤いのあふれる“共生する都市”を実現するため、中標津らしい風景や美しい景観、自然との共生を促進する地区（共生型利用促進地区）、小河川を大切にします。
- ③無駄が少なく、ゆとりのある“自律した都市”を実現するため、コンパクトな市街地を目指します。

基本目標を受け、今すぐには無理でも、中標津で豊かに暮らしていくために理想とする夢や希望を百年の長いスパンをかけて実現していこうとする都市の構造を示す構想です。その都市の構造を交流、共生、自律をテーマに構築しています。

4-1 基本的な考え方

「町民一人ひとりが、それぞれの人生を豊かにするための“地域への夢や希望”を叶えること」を目標とした長期的な視点での都市の構造づくりを目指します。

具体的には、“交流のある都市づくり”、“共生する都市づくり”、“自律した都市づくり”を基本的な方針とする「交流・共生・自律をテーマとした都市の構造づくり」を進めます。



この“交流・共生・自律をテーマとした都市の構造づくり”に向けた構想のキャッチフレーズを“夢実現化構想”とし、その基本的考え方を次のとおりとします。

4-2 夢実現化構想の目標と内容

① “交流のある都市”の実現の目標

様々な魅力にあふれ、あたたかな思いやりに包まれた“交流のある都市”を実現するため、世界との交流・広域との交流・地区内での交流のための拠点づくりと多様な移動ネットワークをつくります。

様々な魅力にあふれ、あたたかな思いやりに包まれた“交流都市”の実現のため、

- ・「世界との交流」を促進する空港を中心とした空港活用型活性化拠点の形成
- ・「広域との交流」を促進する中心市街地を活性化
- ・「地域のコミュニティ交流」を活発化する地区交流拠点の形成
- ・パブリックオープンスペース※の確保

などを図ります。

また、様々な交流を支える多様な移動ネットワークを形成するため、

- ・広域間の移動ネットワーク（空港、広域幹線道路、広域公共交通）
- ・都市内の移動ネットワーク（幹線、歩行者・自転車道路、公共交通）
- ・地区内の移動ネットワーク（補助幹線、歩行者・自転車道路）

を充実させます。

※パブリックオープンスペース

直訳は「公共的な開かれた場所」。本都市マスでは、地域町民同士が交流する公共的な開かれた場所という意味で使用。



② “共生する都市”の実現の目標

地球に優しく、身近な潤いのあふれる“共生する都市”を実現するため、中標津らしい風景や美しい景観、自然との共生を促進する地区（共生型利用促進地区）、小河川を大切にします。

地球に優しく、身近な潤いのあふれる“共生都市”の実現のため、

- ・「中標津らしい風景」である武佐岳への眺望を確保する空間
- ・「美しい景観」を創り出す中心市街地と空港アクセス道路
- ・「小河川」としてのタワラマップ川、チナナ川、ポンタワラ川、ますみ川などを大切にします。



③ “自律した都市”の実現の目標

無駄が少なく、ゆとりのある“自律した都市”を実現するため、コンパクトな市街地を目指します。

無駄が少ない土地の有効利用を図り、ゆとりある快適生活空間のある“自律都市”を実現するため、

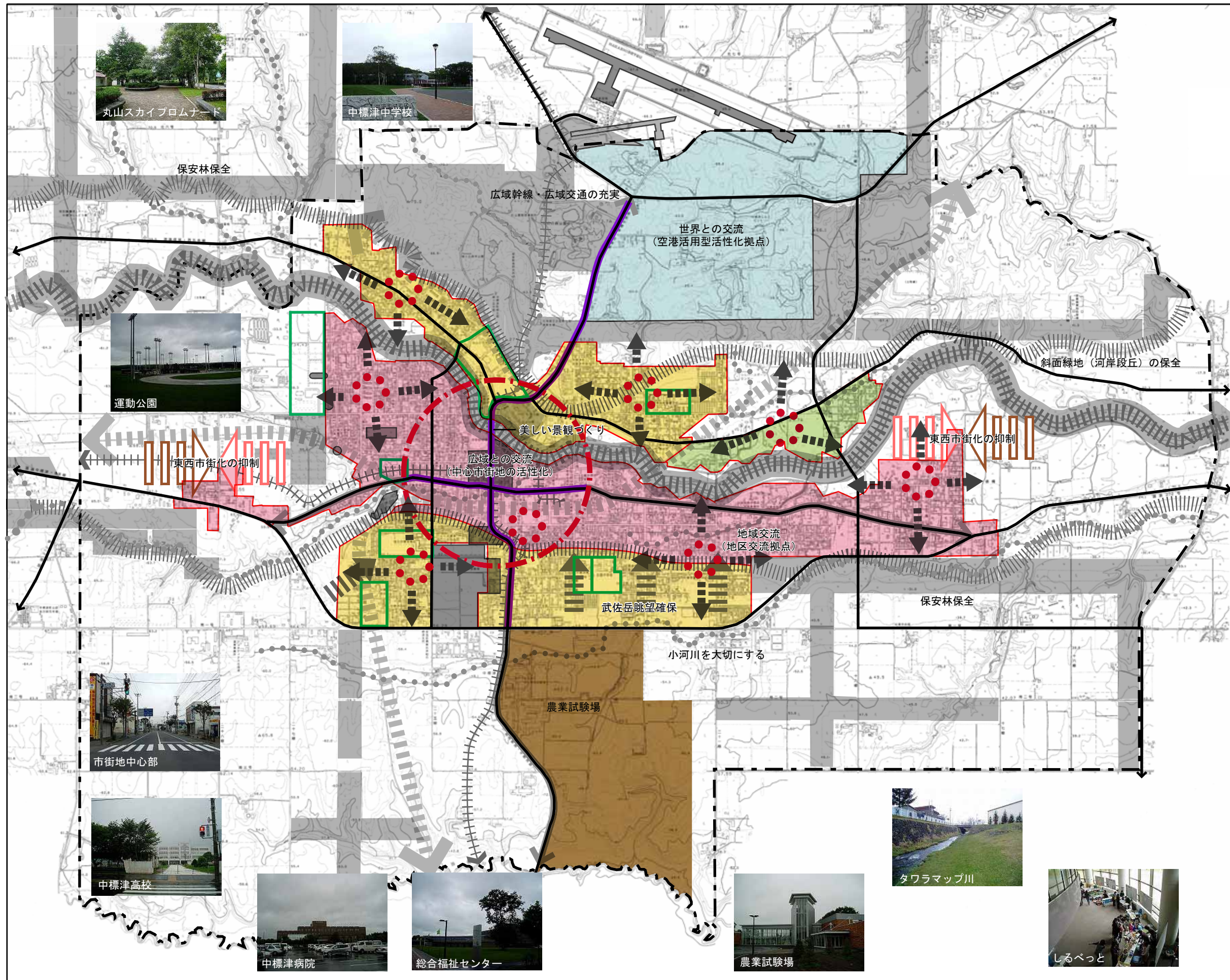
- ・「コンパクトな市街地」を担保する南北の保安林や急傾斜な丘陵地を保全
 - ・東西の市街化抑制や車に頼らなくても快適に移動できる交通手段の充実
- などによる環境負荷の抑制に努めます。





都市の構造

～交流・共生・自律をテーマとした
拠点と軸の都市の構造を百年
かけてつくる“夢実現化構想”～



— 交流都市系 —

空港活用型活性化拠点

中心市街地

パブリック
オープンページ

地区交流拠点

地区内ネットワーク

- 共生都市系 -

共生市街地ゾーン

共生型利用促進地区

利用市街地ゾーン

— 自律都市系 —

市街地開発の力

農業利用の力

骨格道路

—大切にする自然環境・歴史環境—



都市計画区域界

縮尺：1／30,000

0 500 1000



5 . 中期構想...テーマ別都市づくり方針 ~ 総合計画連動構想 ~

- “ 第6期総合発展計画と連動し、将来像を実現する中期的な都市づくり ” に向けた構想を “ 総合計画連動構想 ” とします。

【都市の整備目標】

地域町民がお互いに協力し、支え、助け合いながら暮らし、交流を育む居場所のある “ 共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり ” を進めます。

暮らしの質を優先し、身近な環境を重視した “ 安全・安心のまちづくり ” を進めます。

地域の潜在的魅力を活かし、多様な連携・ネットワークによる “ 連携・創造の活力あるまちづくり ” を進めます。

地域の産業活動や歴史を重んじ景観を重視した “ 個性豊かで美しい風格のあるまちづくり ” を進めます。

持続的な発展に向けて地域が自律し、自然や環境、農村と共生する “ 自律と共生のコンパクトなまちづくり ” を進めます。

“ 総合発展計画 ” と連動して、中期的期間の中で、町民と行政の協働で、実効性の高い施策から取り組んでいこうとする構想です。身近な地域の問題を解決し、生活実感に基づいたテーマで構築しています。

5 - 1 基本的な考え方

「第6期総合発展計画を上位計画とし、町民と行政の協働のもと、実効性の高い施策を展開すること」を目標とした中期的な視点での都市づくりを進めます。

具体的には、“ 共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり ”、“ 安全・安心のまちづくり ”、“ 連携・創造の活力あるまちづくり ”、“ 個性豊かで美しい風格のあるまちづくり ”、“ 自律と共生のコンパクトなまちづくり ” の5つのテーマのまちづくりを基本的な柱とし、総合発展計画と連動し、将来像を実現する都市づくりを進めます。



この “ 総合発展計画と連動し、将来像を実現する都市づくり ” に向けた構想のキャッチフレーズを「総合計画連動構想」とし、5つのテーマごとの基本的考え方を次のとおりとします。

5 - 2 総合計画連動構想の目標と内容

■テーマ1 “共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり”の目標

子どもや若者、高齢者や障がい者まで、だれもが自分の居場所をみつけ、お互いに協力し、支え、助け合いながら交流を育み、自分らしく、いきいきと暮らせる都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・ふれあい、交流を育む暮らしの場と居場所づくり
 - ・共助、協働による地域で見守るサポート体制の構築と活動推進
- を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) ふれあい、交流を育む暮らしの場と居場所づくり

中標津はコンパクトな町をつくっていくという目標や交通弱者や中心市街地の駐車場の問題もあるため、都市マスの策定委員会とは別にこれらの問題を踏まえた計画を今後作っていくことが必要。

策定委員会より



ゲートウェイ

門口、出入り口、接点等の意。ここでは交流人口を拡大し地域の活性化を促進する北海道東部の玄関口としての機能を担う意味としている。



公共交通ネットワークの充実

1) 公共交通の再編による利便性向上

少子高齢化の進行に伴い増大する交通弱者の移動手段の確保や、公共交通空白地域の解消といった課題への対応に加え、郊外の住宅地と中心市街地のアクセスを確保し中心市街地における交流人口の拡大を促進するため、公共交通の再編を検討し利便性の向上に努めます。

地域に親しまれる空港の魅力向上

1) 道東5空港の連携による「中標津空港」の魅力の向上と利用の活性化

北海道東部のゲートウェイ 空港として「中標津空港」を位置づけ、道東5空港（帯広、釧路、女満別、中標津、紋別）との連携により、その魅力の向上と利用の活性化を図ります。

2) 空港線の景観向上

魅力の高い空港周辺環境を整えるため、3・3・17 空港線(道道中標津空港線)の景観向上に努めます。

中標津ならではの余暇・交流活動拠点の充実

1) 「中標津体育館」の再整備に伴う町民同士の情報交換や交流の場整備

町民の屋内スポーツ活動の拠点として「中標津体育館」を位置づけ、施設の老朽化に伴う再整備にあたっては、体育館を利用する町民同士の情報交換や交流を育む場としての機能を備えるとともに、施設の配置にあたっては、より多くの町民の利便性に配慮した位置の選定を検討します。

2) 「中標津町運動公園」等の既存運動施設の有効活用

「中標津町運動公園」等の既存運動施設の適正な維持管理を図るとともに、各種スポーツ行事やスポーツ大会等の誘致を図り、施設の有効活用に努めます。



しるべつと界隈のゾーンをもう少し機能的で魅力ある場所へと思い切って活用してみてもどうか。

策定委員会より

サードプレイス
家庭でも職場（学校）でもない第三の場所。つまりはくつろぎの場所のこと。



3) 「丸山公園」の自然環境保全と年間を通じた利活用方策の検討

「丸山公園」は、春の桜や秋の紅葉など四季折々に多彩な表情を見せる豊かな自然環境や、中心市街地に近接するといった恵まれた立地特性を活かし、一年を通じて誰もが気軽に利用でき、町民の憩いの場となるような公園を目指し、その良好な自然環境を保全しつつ、年間を通じた利活用方策を検討し、公園の有効活用に努めます。

4) 「緑ヶ丘森林公園」のレクリエーション機能の向上

自然とのふれ合いを求め町内外から多くの人が集まる「緑ヶ丘森林公園」と「ゆめの森公園」の一带を広域レクリエーション拠点と位置づけ、「緑ヶ丘森林公園」のリニューアル等を検討し、レクリエーション機能の向上を図ります。

5) 町民と行政による身近な公園・緑地環境の充実

町民の暮らしの中で最も身近な憩いや交流の場となる公園・緑地は、町民の利用実態や声に応じて、周辺町民が真に必要としている環境づくりを町民と行政の協働により推進していきます。

6) 文化・芸術活動拠点の充実

町民の音楽や演劇、美術等の多様な文化芸術の鑑賞や活動成果を発表する拠点として「中標津町総合文化会館（しるべつ）」を位置づけ、文化芸術にふれる機会の充実に努めるとともに、展示、創作等の文化・芸術活動拠点となるギャラリーや工房などの整備誘導を図り、より多くの町民が文化芸術にふれられる環境づくりに努めます。

7) 基幹産業である農業・酪農を通じた体験・交流機会の充実

「伯爵まつり」や「共進会（なかしべつ牛まつり）」等のイベントの充実など、基幹産業である農業・酪農を通じた体験・交流機会の充実を図り、親子や地域、世代間等におけるふれあい、交流を育みます。

一年を通して賑わいのある中心市街地への再生

1) 世代別や世代間の気軽な交流の場づくり

中心市街地が、町民の生活や交流の場としてその役割を果たしていくために、自宅や職場・学校とも異なるサードプレイス（第三の居場所）となる世代別や世代間の気軽な交流の場の整備を既存施設や空き店舗等の活用により誘導し、まちなかにおける多様な滞留拠点の形成を図ります。

2) 「タワラマップ川親水広場」を核とした新しい賑わいの拠点づくり

「タワラマップ川親水広場」の対岸の土地を親水広場との相乗効果により賑わいを生み出す多目的な拠点化を図るなど、親水広場を核に商業発祥の地としての東1条通や中心市街地のメインストリートとしての中央通を軸とし

商店街を中心とした市街地から多様な機能の市街地づくりをしていく必要があると思う。

策定委員会より

マッチング

需要側と供給側との調整を行い引き合わせることを。



オープンスペース

都市や敷地内、建物の建っていない土地。空地。

中標津は人が集まってくる町。まちなかに少しでも来られるような状況をつくり出せないか。空いている土地を花壇にするなど少しずつ進めていけばと思う。

策定委員会より

まちなかにお年寄り向けの公営住宅など、民間の力を利用しながら協働で整えていくことができればよい。

策定委員会より



た周辺の土地、建物の合理的、機能的な利活用を誘導し、新しい賑わいの拠点を形成します。

3) 店舗の集約化と起業・出店支援

空き店舗と起業・出店希望者のマッチングを支援し、東1条通、中央通を軸としたまちなかへの個性的な店舗の集約化を誘導し、こだわりと地域密着型の魅力的な商店街の形成を図ります。

4) 花や緑による潤いのある市街地環境の形成

お店の周りを花や木で飾り、道行く人を楽しませたり、公共や民間のオープンスペースを使って花壇づくり木陰づくりを行ったりなど、花や緑によって街を彩ることを促進し、潤いのある市街地環境を形成します。

5) まちなかの回遊性を高める歩行空間の創出

東1条通や中央通の歩きやすい歩行空間の整備とともに、タワラマップ川を正面にした店舗づくりを誘導し川沿いに歩ける空間を設けるなど、歩くことを楽しみながらまちなかを回遊できる歩行空間の創出を図ります。

6) まちなか住宅の整備促進

まちなかに一定の居住人口を保持し、人の住まうコミュニティとしての機能を果たしていける中心市街地の形成を目指し、まちなかへの公営住宅整備を推進するとともに、職住一体の店舗やまちなか居住ニーズに対応した民間賃貸住宅など民間活力によるまちなか住宅の整備を誘導します。

7) 高齢社会に対応したまちなかでの福祉サービスの充実

まちなかにおける高齢者の憩いや交流の拠点として高齢者サロンを設置しまちなかでの高齢者福祉サービスの充実を図ります。

8) 若者の趣味や交流ニーズに対応した交流拠点の整備促進

音を気にせず思いっきり楽器練習のできる音楽スタジオや仲間と集まってスケートボード、3on3バスケットやダンス等の軽スポーツを楽しめる場など、中学生・高校生等の若者の趣味や交流ニーズに対応したまちなかにおける滞留拠点の整備促進を図ります。

(2) 共助、協働による地域で見守るサポート体制の構築と活動推進

人と人とのつながりが希薄になっている。信頼関係を築き安心して暮らせる地域を町内会や行政とのコミュニケーションでつくっていくことが必要。

策定委員会より

世代間～地域で助け合える交流拠点と体制づくり

1) 世代別、世代間の気軽な交流の場づくり

既存施設や空き家等の活用等によって、それぞれの地域や町内会のニーズに応じた滞留拠点の整備を促進し、各地域における世代別や世代間の気軽な交流の場の創出を図ります。



町内会活動としては、できるだけ横のつながりを深めていくことが大事。

策定委員会より



お年寄りが自分の知識や経験を活かし力を発揮できる機会や場があって、それが小遣い稼ぎに結びついていくと地域の交流もうまいくのでは。

策定委員会より

2) 児童や中学生・高校生の活動の拠点となる児童センターの整備検討

児童にとどまらず中学生・高校生の自主的な活動の拠点となる児童センターの整備を検討し、次世代の町のリーダーを育成できる施設とするとともに、子どもを中心とした世代間交流を可能とする地域交流拠点としての活用を図ります。

3) 高齢者の知識・経験を活かせる活動や世代間交流の充実

児童館活動と高齢者サロンとの交流をきっかけに、児童館を拠点とした地域ネットワークをつくり、高齢者の知恵や経験を次世代に伝える活動や世代間交流の充実を図ります。

子どもを安心して育てられる環境の充実

1) 子どもの居場所の充実

児童館や公園等の機能充実を図り、子どもたちがのびのびと健やかに成長できる環境を整えます。

2) 一時保育環境の整備・充実

緊急・一時的な保育が必要となった場合の一時保育施設の整備を促進し、保育サービスの充実に努めます。

3) 障がいのある子どもの教育環境の充実

障がいの早期発見とともに、就学前児童の保育園での受け入れの検討や学校教育における特別支援教育の充実など、障がいのあるこどもの教育環境の充実を図ります。

4) まちなかにおける就学前児童のあずかり環境の充実

まちなかにおける幼稚園等の整備促進を図り、就学前児童のあずかり環境の充実に努めます。

町民のまちづくり活動を促進する拠点の強化

1) まちづくり情報・町民活動支援センター（仮称）の設置検討

町民のまちづくり活動を促進する拠点として「まちづくり情報・町民活動支援センター（仮称）」の設置を検討し、町内会やNPO、企業、団体等の相互の情報連携や、さらなる行動連携の促進を図ります。

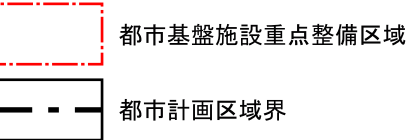
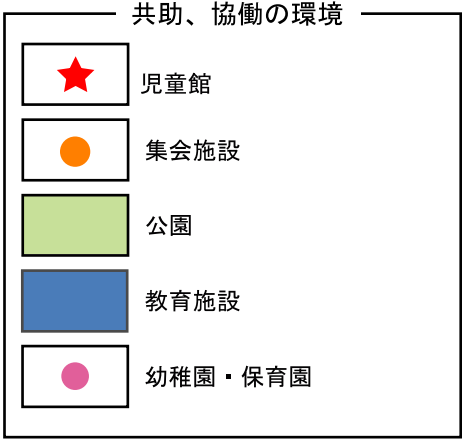
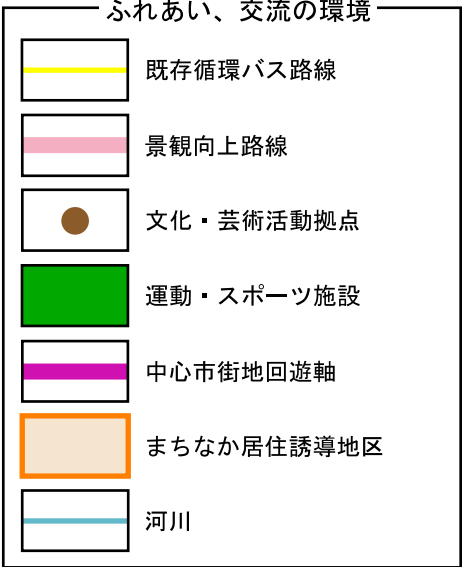
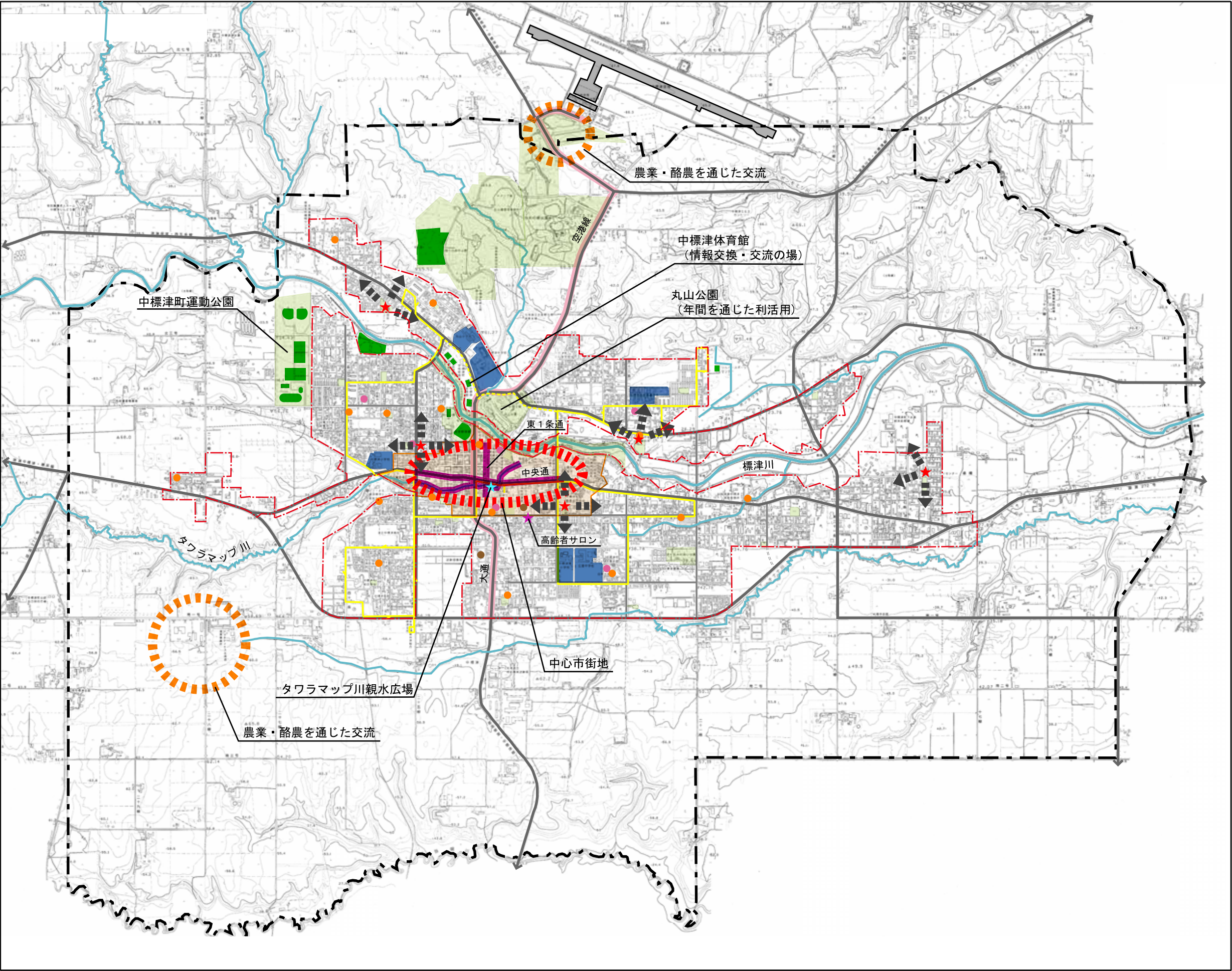
2) 町民の力を借りる仕組みづくりと運用

自分の特技・能力などをボランティアとして活かしたいという町民を募集し特技バンクに登録し、指導や支援を必要とする地域や学校、団体などからの求めに応じて自分の特技を活かして支援することのできる仕組みを整備しその運用を図ります。

1 “共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “共助・協働によるふれあい、
交流のあるまちづくり” ～



縮尺：1／30,000

0 500 1000



■テーマ2 “安全・安心のまちづくり”の目標

高齢者や障がい者のみならず、全ての町民が、質の高い暮らしを送ることができ、官民の協働による中標津らしい地域コミュニティによって安全に安心して生活できる都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・誰もが安全・安心に生活できる質の高い暮らしの環境づくり
- ・官民協働の中標津型地域コミュニティ体制の構築と安全・安心活動の推進を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) 誰もが安全・安心に生活できる質の高い暮らしの環境づくり



ドクターヘリ

医師と看護師を同乗し、救急現場に向かい、医療機関に搬送する間、救命医療を行うことのできる救急専用ヘリコプター。

保健・医療・福祉環境の充実

1) 保健センター、町内医療機関の連携による予防医療の普及

町民一人ひとりの健康づくりを推進するため、保健センター、町立病院、町内医療機関の連携により、特定健診やがん検診等の普及啓発を図り予防医療の普及を目指します。

2) 地域医療連携体制の構築による医療資源の有効活用

地域医療連携体制づくりを促進し、限られた医療資源を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の構築を図ります。

3) 緊急時や災害時の体制・環境整備

町立病院をドクターヘリの離着陸の拠点とし、救急救命活動など緊急時や災害時における救急医療体制の構築を図るとともに、ヘリ離着陸場の安全確保や施設の維持管理を図ります。

4) 障がい者が自立して暮らせる社会資源の充実

障がい者の日中活動事業所の誘致、グループホーム、ケアホームの開設、誘致などを行い、障がい者が自立して暮らせる社会資源の充実に努めます。

5) 高齢者福祉サービス施設の充実

老人福祉施設の入居待機者の解消や高齢者の増加に備え、特別養護老人ホームの誘致や増床など高齢者福祉サービス施設の充実に図ります。

多くの人の外出を促進する安全・快適な都市環境の充実

1) 人にやさしい歩道の整備・充実

子どもたちや高齢者、障がい者などの外出を促進し、安全・快適に利用できる歩行空間を確保するため、新設する道路については、バリアフリーの歩道整備を推進するとともに、既設の道路については、歩道の整備計画の策定を検討し、車道幅の減少による歩道幅員の拡幅や、歩道の段差解消、傾斜の緩和などのバリアフリー化を計画的、効率的に進め、特にまちなかや学校

バリアフリー

高齢者や障がい者の日常生活における障がいを取り除くこと。



ウォーキング
歩くことによって健康増進を目的とした運動。



ピクトグラム
文字にかわって情報や注意を示すために表示される図形(絵文字)のこと。

周辺の重点的な歩道の改良整備を推進します。

2) 交通安全施設の適正な設置

国や北海道、関係機関等と連携して、交通安全施設の点検及び道路交通環境の状況を把握し、信号機や横断歩道、道路交通標識等の交通安全施設の適正な設置を図り、歩行者、特に高齢者や障がい者、児童、幼児の安全かつ円滑な道路通行を確保します。

3) 河川敷、鉄道跡地等を活用した散策ネットワークの整備

豊かな自然環境のなかでウォーキングをしたいという町民ニーズに応えるため、標津川の河川敷、鉄道跡地等を活用し、「道立ゆめの森公園」や「中標津町緑ヶ丘森林公園」、「丸山公園」、「中標津町運動公園」などの市街地内の公共性の高い拠点をつなぐ散策ネットワークの整備を図り、幹線道路の歩道とつなぎ市街地内を回遊する歩行者ネットワークの充実を図ります。

4) 外出することが楽しくなる立ち寄り拠点の創出

市街地の至る所にベンチや花壇、木陰などウォーキング途中の休憩やくつろいで談笑のできるちょっとした交流の場を町民と行政の協働により整え、歩行空間周辺の潤いや憩いの立ち寄り拠点の創出を図り、外出することが楽しくなる都市の環境を整えとともに、多くの人の目で子どもたちや高齢者、障がい者などを見守れる都市の環境づくりに努めます。

5) 防犯灯、道路照明灯等の適正配置と周辺樹木の管理

夜間の歩行者の安全を確保するため、防犯灯、道路照明灯等の適正な配置を図るとともに、照明に被さる周辺樹木の枝葉については町内会との連携による適正管理を図り、極端な灯りの落差、暗がりの少ない都市づくりを推進します。

6) 公共施設等への案内標識の充実

初めて町を訪れる人でも迷うことなく目的地にたどり着くことができるよう、公共施設等の主要な施設への案内標識を整備し、その色彩やデザインについても周辺環境との調和を図り、統一感を持たせるとともに、外国人旅行者にも理解できるように多国籍語表示やピクトグラム表示による表現の工夫を検討します。

建築物等の安全性の確保

1) 公共施設の長寿命化、耐震化の推進

町民の安全な生活環境を確保するため、「中標津町耐震改修促進計画」に基づいた改修の必要な公共建築物の計画的な耐震化を図るとともに、橋梁や公園施設、下水道施設等の公共土木施設については、「橋梁長寿命化修繕計画」や「公園施設長寿命化計画」、「公共下水道管路施設長寿命化計画」に基づい

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

町内会に管理をお願いするアダプトプログラムの試行など、町内会活動の広がりや参加のきっかけづくりなどの工夫ができるとよい。

策定委員会より



た計画的な修繕を行い、施設の耐震化及び延命化を図ります。

2) 公共施設のバリアフリー化

既存公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、新しく整備する公共施設についてはユニバーサルデザインの理念に基づいた施設整備を推進し、高齢者や障がい者の外出を促進するとともに誰もが安全・快適に利用できる公共施設の整備を図ります。

3) 民間との連携・協働による公共施設の維持管理

公共施設の管理にあたっては、各施設の設置目的や機能、サービス特性、活用状況等を踏まえ、指定管理者制度の実行やさらなる外部委託の導入など民間との連携・協働による管理手法を検討し、効率的、効果的な維持管理を図ります。

災害に強い公共基盤の整備

1) 防災情報の収集、提供体制の検討

町民のまちづくり活動を支える「まちづくり情報・町民活動支援センター（仮称）」の整備検討と連動し、防災情報の収集や提供を扱う防災センター機能の複合化について検討します。

2) 防災備蓄倉庫の整備

地震等の災害時に備え、防災備蓄倉庫を設置し、非常用食糧や水、毛布、防災用資機材等の備蓄を進めるとともに、緊急避難所への防災用資機材等の備蓄検討を進め、災害の発生に迅速に対応できる体制を整備します。

3) 避難所、防災活動拠点の適正配置と防災機能の向上

「地域防災計画」との相互連携により、防災活動拠点となる公共施設などの一時避難所や公園などの緊急避難場所の適正な配置を図るとともに、防災マニュアル等の初期対応パックを配備し各避難所、防災活動拠点の防災機能の向上を図り、災害に強い都市づくりを推進します。

4) 避難・輸送路の確保

一時避難場所や緊急避難所への避難や緊急車輛の通行を確保するため、避難・輸送路の適正な配置や狭隘道路・行き止まり道路等の解消に努め、散策路を含めた安全な避難・輸送路網の形成を図ります。

5) 総合的な治水対策の推進

標津川、タワラマップ川等の河川改修を促進し、流域における治水対策に努めるとともに、宅地化に伴う浸水地の発生等の浸水防除対策や既成市街地内の浸水地区の早期解消を図り、良好な生活環境の形成に努めます。



6) 防風・防塵・防砂・防雪対策

砂埃や土埃、地吹雪や吹きだまり等の発生により生活環境への影響が深刻な地域の被害を抑制するため、発生原因となる土地の所有者、施設管理者との協議によりその環境の改善を図ります。

(2) 官民協働の中標津型地域コミュニティ体制の構築と安全・安心活動の推進

町内会で行えることは何なのか、役所でどこまでできるのかということ突き合わせ、町内会をいろいろな形で支えていく必要がある。

策定委員会より



コレクティブ

“集団的な”“共同の”の意味。コレクティブ型住宅は、複数の世帯が、空間や施設を共用し、相互に交流し、支え合う共同生活を営む住宅をいいます。

計画性を持った防災訓練のあり方が必要ではないか。

策定委員会より



隣近所の人との常日頃のコミュニケーションが大切だと思う。町内会に入る働きかけを。

策定委員会より

隣人を見守る地域コミュニティ体制の構築

1) 町内会を中心とした地域コミュニティ体制の構築

近隣地域の最も身近なコミュニティとなる町内会を中心とした地域コミュニティの活性化を図り、人と人とのつながりを深め、隣人を見守り、共に支え助け合える地域コミュニティ体制を構築し、地域の抱える防災や防犯、高齢者や子どもたち等の見守り、環境保全などの課題解決に向けた活動を推進します。

2) コレクティブ型公営住宅の整備検討

お年寄りと子どもの触れ合い、兄弟、姉妹のような子どもたち同士の絆、親子ともどもの団らんなど、入居する様々な世代が一つの家族のようにふれ合い助け合いながら共同生活を送ることのできるコレクティブ型の公営住宅の整備を検討します。

危機管理体制の構築

1) 町内会を基盤とした自主防災組織の設立と合同防災訓練の実施

「自らの命は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」をスローガンに町内会単位での自主防災組織の組織化を推進し、地域単位での防災訓練の実施を促進するとともに、全町的な合同防災訓練の実施により町と町内会の防災体制の連携強化を図ります。

2) 高齢者や障がい者等の災害時要援護者への支援体制の構築

災害時における避難行動に支援を要する高齢者や障がい者等の要援護者の住居、必要な支援内容等を平常時から収集し、町と町内会で情報を共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対する支援者を定めるなど、災害時要援護者の支援体制の構築を図ります。

3) 野生動物から町民の安全を守る危機管理体制の構築

近年、野生動物の生態系に変化がみられ、ウォーキング途中に野生動物と遭遇するなど、私たちの生活の場において野生動物を見かける機会が増えてきています。野生動物の生態や共存の在り方についての町民の理解を深めるとともに、クマ等の出没情報の連絡体制を整備し、町民の安全を守る危機管理体制の構築を図ります。



マンパワー
人的資源。

地域除雪体制の構築

1) 民間活力を活用した除雪体制の検討

適切な除雪レベルを維持し冬期間の都市機能を確保するため、除雪業者の減少に伴う民間委託体制の課題や町内会との連携に係る課題を整理し、除雪業務の受託体制の検討を図り、安定した除雪体制の確立に努めます。

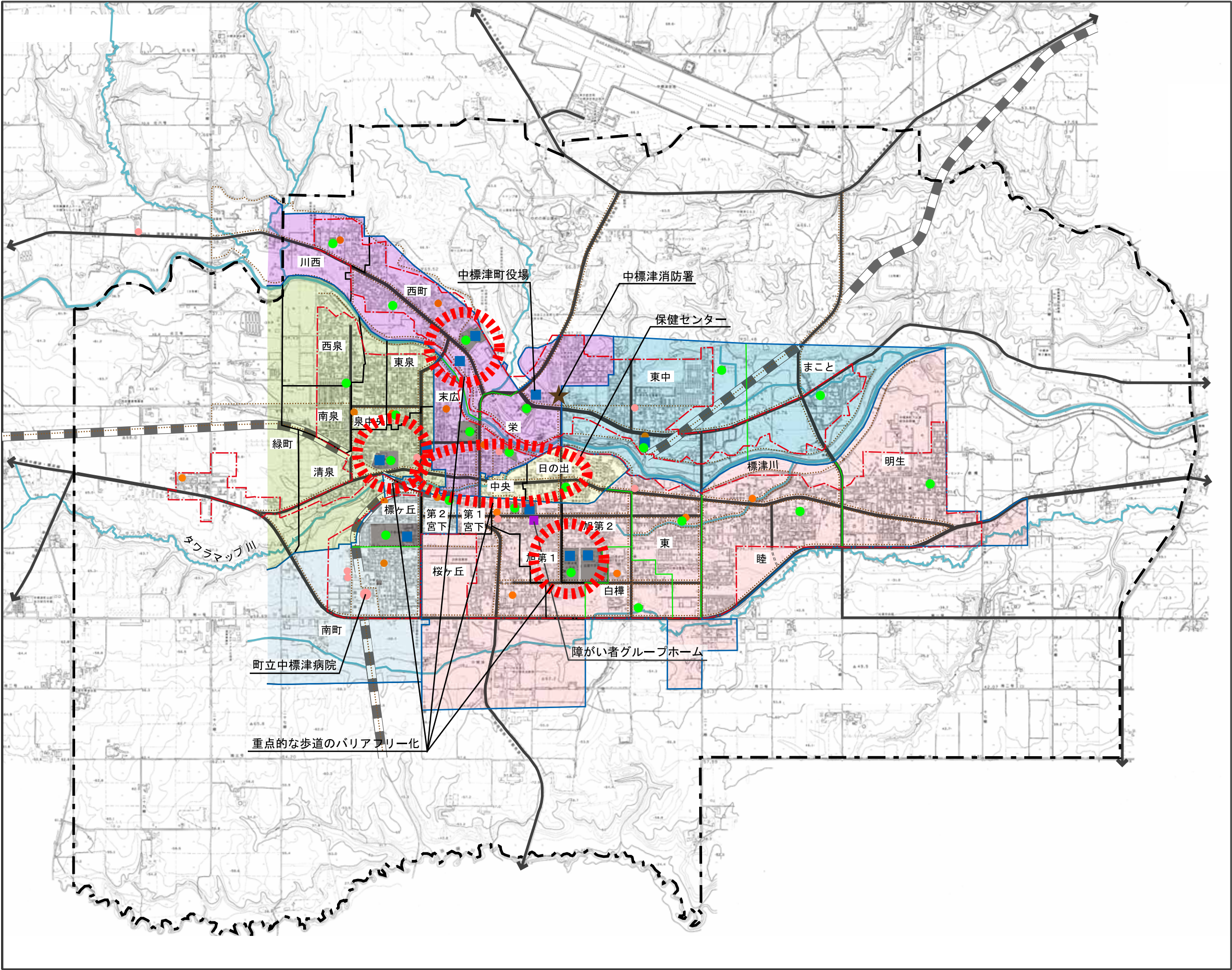
2) 地域力を活かした福祉除雪体制の充実

近隣に身内が居なく、自力で雪かきをすることが困難な高齢者や障がい者等の積雪時の生活を守るため、町内会やシルバー人材センター等の地域活動団体と連携・協力し、地域のマンパワー を活かした福祉除雪体制の充実を図ります。

2 “安全・安心のまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “安全・安心のまちづくり” ～



質の高い暮らしの環境

- 保健センター・医療機関
- 歩行者ネットワーク
- 骨格道路（避難・輸送路）
- 一時避難所（収容避難所）及び対象区域
- 緊急避難場所（初期避難場所）及び対象区域
- 河川

地域コミュニティ体制

- 集会施設
- 名称 町内会区域及び名称

- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市計画区域界

縮尺：1／30,000
0 500 1000



■テーマ3 “連携・創造の活力あるまちづくり”の目標

豊富な食材、自然や酪農景観、立地特性などの中標津の潜在的な魅力を活かした新たな価値の創造や、異業種間、団体間の連携、ネットワークにより地域活力を再生する都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・中標津の潜在的魅力を活かした活力づくり
- ・連携・ネットワーク構築による地域活力の再生

を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) 中標津の潜在的魅力を活かした活力づくり

中標津は、都市と農村を一体的に考えながら独自のまちづくりの考え方を進めていくモデルになる可能性が十分にある。

策定委員会より

中標津は、360°周辺の町に観光のできる観光案内拠点となれる町である。中心部に地元の人々が案内する観光案内所的なものがあれば、中心部の再生と観光と高年齢の方とを組み合わせているような工夫が出来る。

策定委員会より

ワンストップ
一カ所、一度に。

エコツーリズム

地域の生態系や文化に悪影響を与えずに自然や文化に触れ、それらを学ぶ旅行。

グリーンツーリズム

農山漁村地域で、自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

ヘルスツーリズム

治療・療養、美容・瘦身、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行。

ロングステイ

長期滞在。

ニューツーリズム

従来の物見遊山の観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行。

空港を核としたまちづくりの推進

1) 道東5空港連携による空港を核とした観光産業振興

世界自然遺産知床を代表する道東の豊かな自然資源観光地に近接した北海道東部のゲートウェイ空港としての拠点性や、物流や人の往来といった輸送機能の優位性を活かし、国内にとどまらず世界を相手にした人的・経済交流の活発化を図り、道東圏の発展と国際競争力の強化に向けて、道東5空港連携による空港を核とした観光産業振興を推進します。

広域観光圏を視野に入れた観光拠点整備

1) 郷土の情報発信、広域観光拠点としての情報発信センターの開設の検討

中標津町の自然や歴史、産業や文化などの郷土情報や観光情報、さらには道東圏の広域観光の情報を提供する情報発信センターの開設の検討を行い、観光客等がワンストップで情報を得ることのできる観光拠点の創出を図ります。

2) 近隣市町村と連携した体験・滞在型観光を推進するニューツーリズム環境の充実

管内及び周辺地域との連携により、人や自然とのふれあいなどの体験的要素を取り入れた産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどのテーマ性の強い新しいタイプの着地型観光であるニューツーリズム環境の充実を図り、個人・少人数のグループ観光のニーズに応じた体験・滞在型観光の推進を図ります。

3) 観光案内プロの育成

中標津町を訪れる観光客に町の歴史や文化の魅力を楽しく、わかりやすく案内することのできる観光案内のプロを育成するとともに、観光案内サービスを推進する体制の充実を図ります。

4) 郷土学習、歴史学習拠点の充実

中標津町の郷土資料の収集、保管展示や、歴史や自然についての調査、研



フットパス

地域の「昔からあるありのままの風景」を楽しみながら歩くことのできる道。

トレイル (Trail)

山のなかの小径の意。

カーボン・オフセット

ある場所で排出されたCO₂等の温室効果ガスを植林などによって他の場所で間接的に吸収しようとする考え方や活動。

低炭素社会

経済発展を妨げることなく、二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会。

環境ビジネス

産業活動を通じて、環境保全に資する製品やサービスを提供したり、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役に立つ技術やシステム等を提供するもの。

究の拠点となっている「中標津町郷土館」の施設整備を含めた機能の拡充を図ります。

地域資源を活かした魅力、価値の創出

1) 中標津型ライフスタイルとしての歩く文化の創出に向けたフットパス環境の充実

中標津の歴史をテーマとしたフットパス や、酪農地帯を歩くトレイル ウォーキング、健康増進をテーマとした市街地フットパスなど各種活動団体が推進するウォーキングの活動を支援するとともに歩く環境の充実を図り、中標津型のライフスタイルとしての歩く文化の創出を図ります。

2) 低炭素社会の構築に向けた環境ビジネスの検討

酪農環境や防風林などの中標津町特有の資源や環境特性を活かした環境配慮型のものづくりやカーボン・オフセット ビジネスの可能性の研究など、低炭素社会 の構築に向けた環境ビジネス の振興について研究・検討を図ります。

3) 酪農、農業を学ぶ環境の充実

農業をやりたいという夢を持った新規就農希望者を受け入れ、農業研修を行う中標津町農協の「ルーキーズカレッジ」を応援し、中標津町で酪農や農業を学ぶことのできる環境の充実を図ります。

(2) 連携・ネットワーク構築による地域活力の再生

利益をうまく分散して職を生みだすことによって、一次産業だけでなく二次産業、三次産業へと派生させ魅力を高める必要がある。

策定委員会より

マーケティング

顧客、依頼人、パートナー、社会全体にとって価値のある提供物を創造・伝達・流通・交換するための活動、一連の制度、プロセス。



「農・商・工・観」連携による地域産業の振興

1) 「農・商・工・観」連携による地域のイメージ戦略づくりとマーケティング

地元で生産した農畜産物に付加価値を付けて地域ブランドイメージを確立し、販路を開拓するとともにニューツーリズムにも取り組むなど、農畜産業者、加工業者、販売業者、観光事業者等の異業種間が連携することによる地域資源を活用したものづくりと地域ブランド化を総合的なイメージ戦略とマーケティング により推進し、地域の新たな雇用の場の創出と地域経済の持続的な活性化を図ります。

2) 地元食材を活用したメニュー開発や中標津独自の“食”の魅力を伝える街づくりの推進

地元食材を使用した特産品や B 級グルメ、ご当地メニューの開発に向けた取組みを推進するとともに、近隣からあらゆる食材の集まる中標津町の都市機能の特性を活かし、美味しい料理を提供する飲食店の多い街としてのイメージ戦略を構築し、中標津独自の“食”の魅力を伝える街づくりを推進します。



「産・学・官」連携による地域振興

1) 連携大学との協働事業の充実

北海道教育大学とのさらなる連携・協働の取組みの推進と連携大学の増大について検討し、地域町民の学習機会の充実に努めるとともに、東京農業大学と中標津農業高校の連携・協働事業の推進を図り、より専門的な農業教育の充実に図ります。

2) 高校の授業、研究活動と連携した地域振興方策の検討

まちなかの空き店舗を活用した高校生によるチャレンジショップなど、中標津高校や中標津農業高校における授業や研究活動と連携した活動推進による地域振興方策の検討を図ります。

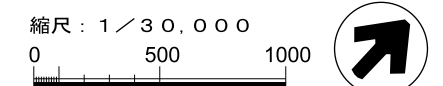
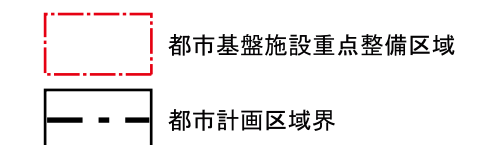
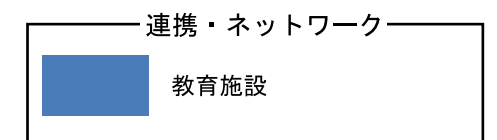
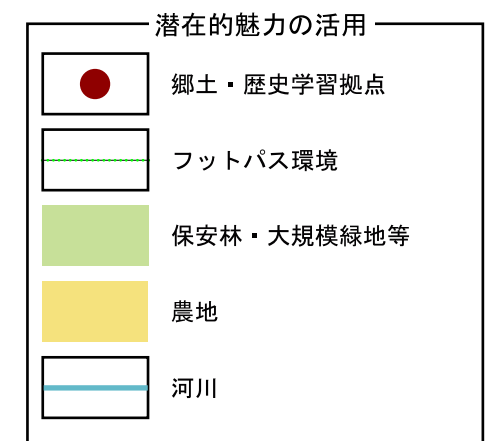
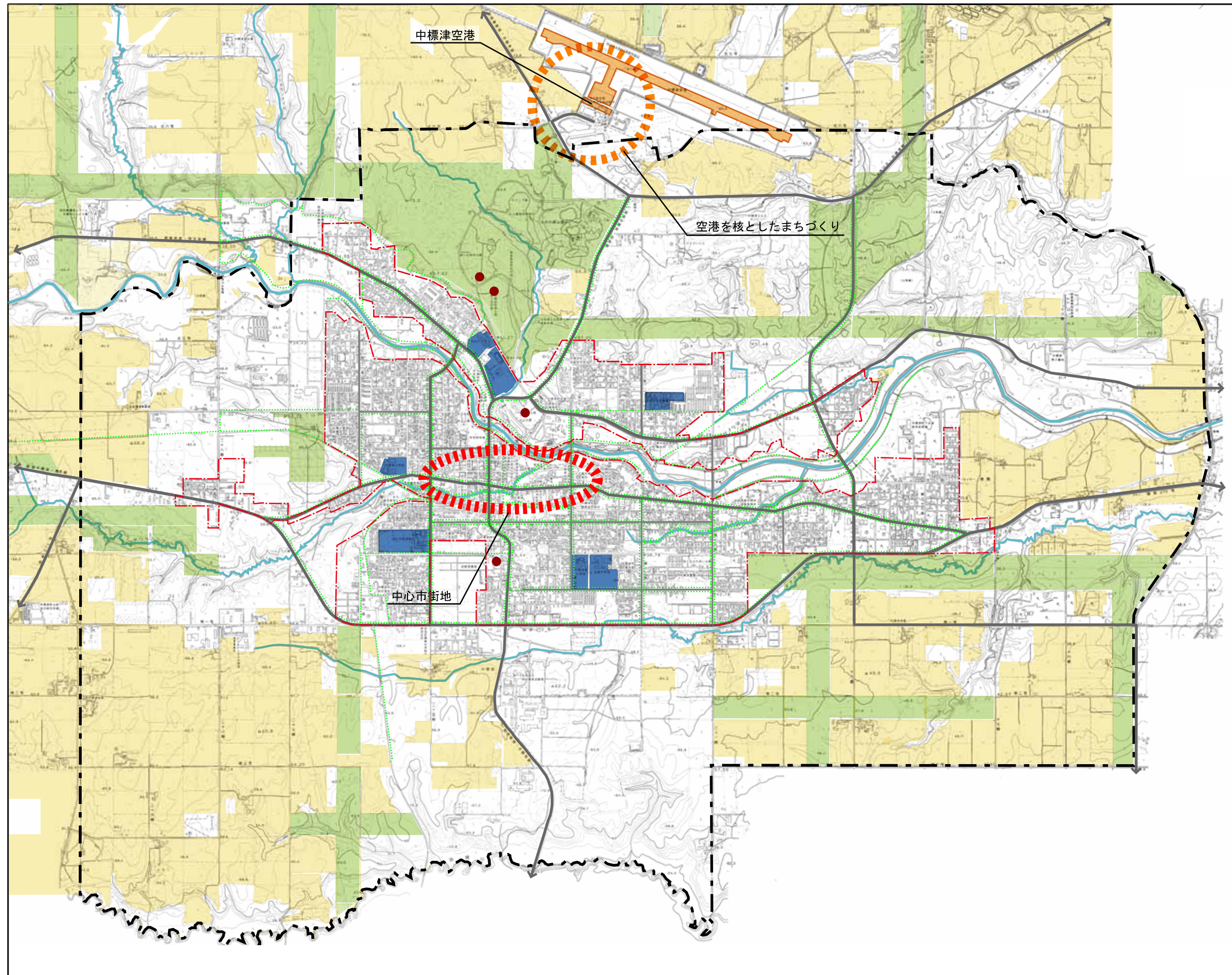
3) 学校、地域との連携による芸能文化、スポーツ振興の普及

小学校・中学校・高校の教員や保護者、地域で活動する各種芸能文化、スポーツ活動団体のリーダーや指導員を含めた横断的な連携のもと芸能文化、スポーツ振興の普及を目指します。

3 “連携・創造の活力あるまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “連携・創造の
活力あるまちづくり” ～



■テーマ4 “個性豊かで美しい風格のあるまちづくり”の目標

農業や商業活動等の地域の生業や、まちの基盤が形成された開拓の歴史等を重んじた景観づくりに向けて、地域が一丸となって取り組むことのできる都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・産業活動や歴史を重んじた風格ある景観づくり
- ・地域が一丸となって景観づくりに取り組む体制の構築と景観づくり運営を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) 産業活動や歴史を重んじた風格ある景観づくり

建物の色を統一するなど農家と街のなか両方で考えて行ければと思う。

策定委員会より



基本的な街路樹のあり方という事を道路をつくる側として、色々な専門家を入れて研究し、その地にあった景観の街路樹を研究して欲しい。

策定委員会より



地域の生業や暮らしの風景が美しい中標津らしい景観づくり

1) 農村集落の景観づくりと環境整備

市街地周辺の保安林や耕地防風林等の大規模緑地の保全を図るとともに、農家集落においては、敷地内の花壇整備や、植林、統一した看板整備、構内舗装を実施するとともに、建物の色彩や工作物等のコントロールについても検討し、農村集落の良好な牧歌的景観整備に努めます。

2) 個性的な街路・道路の景観整備

中標津空港と中心市街地を結ぶ 3・3・17 空港線及び、中心市街地において十字に交差する 3・4・1 中央通、3・4・3 大通及び町道東1条通を景観整備路線と位置づけ、道路舗装、街路灯、電線類、標識の修景配慮を検討するとともに、町民との協働で花や樹木による沿道緑化による景観整備を図ります。

沿道の緑化にあたっては、「中標津町緑の基本計画」に基づいた緑化延伸を図るとともに、街路樹種の選定にあたっては、専門家のアドバイスを頂きながら、樹木の樹高と電線類等の周辺環境との関係性に配慮しつつ、中標津の地域特性や都市環境への耐性、樹形や季節的变化等の鑑賞的特徴、剪定等の維持管理等も含めた総合的な検討を行います。

3) 商店街・街区のテーマに応じた景観づくり

商業地の景観整備においては、景観整備路線を中心とした街なみ景観整備を推進し、例えば商業発祥の地の歴史を伝える東1条通や酪農の町の雰囲気伝える中央通といったように、通りごとに街なみ整備のテーマを設定し、店先の修景、花、ベンチ、柵、工作物、オブジェ等統一感のある景観整備を誘導します。

4) 市街地の重点緑化の推進

市街地内幹線道路の沿道緑化や花壇整備を推進するとともに、公共施設や大規模民間施設等の公共性の高い環境（パブリックオープンスペース）における敷地周りの重点的な緑化を推進します。

また、住宅地においては、敷地内の緑化を促進するとともに、オープンガ

オープンガーデン

個人の庭を一定期間、一般の人に公開するという活動。まちやコミュニティに潤いを与える取り組みとして全国各地に広がりを見せています。

コンバージョン

既存のビルや商業施設、倉庫などを新しい用途の建物へ再生し、利用価値を再構築する手法。



ーデン の取り組みを支援し、花と緑にあふれた住宅地環境の形成を誘導します。

工場地においては、できるだけ開放的な印象を与えるよう、塀等の工夫や敷地内の緑化を誘導し、周辺的环境との調和を図ります。

5) 商業施設、倉庫空き家のコンバージョンによる利用促進

商業施設や倉庫等の空き家でそのままの用途での利用が図りづらい施設については、コンバージョン による用途の転換を誘導し、施設の利用促進を図ります。

地域の成り立ちや歴史を伝える環境と調和した景観づくり

1) 自然と調和した建築物・工作物の整備促進

開陽台周辺地区の景観形成重点区域等の良好な自然環境を有する地域においては、周辺の自然環境と調和した建築物や工作物の整備促進を図ります。

2) 旧開陽温泉跡地周辺の景観整備

旧開陽温泉跡地の廃屋処分や周辺の植林を推進し、旧開陽温泉跡地周辺の景観整備を図ります。

3) 市街地における水と緑の環境、景観の保全

市街地を流れる標津川やタワラマップ川等の小河川や、鉄道跡地沿いの樹林地や鎮守の森等の緑を市街地における重要な自然系景観構成要素として位置づけその保全を図ります。

4) 景観眺望点の設定と環境整備

りんどう大橋や市街地南側の高台から望むことのできる武佐岳と市街地が一体となった風景や中標津らしさを感じさせる農地や保安林等の景観を大切にし、景観の眺望が素晴らしいポイントについては景観眺望点としての設定を検討し、その周辺の環境整備を図ります。

5) 歴史的建造物の保存、管理、活用

旧農業試験場（伝成館）をはじめとする歴史的価値のある建造物を歴史的景観構成要素として位置づけ、その保存を図るとともに、適正な管理、活用によりその歴史を後世に伝えていきます。

6) 鉄道跡地を活用した自然を楽しめる散策環境の整備

鉄道跡地を活用し、周辺の樹林環境の自然を楽しめる散策路環境として整備します。

(2) 地域が一丸となって景観づくりに取り組む体制の構築と景観づくり運営



景観法

日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月に制定(施行は12月)

景観行政を担う主体として政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となるが、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体となることができる。

景観行政団体は、景観計画を策定し、景観計画区域及び、景観まちづくりの方針、届出対象となる行為や制限、景観形成に必要な基準を定めることにより、基準を超えた行為に対して、勧告することが可能となる。

地域の自律的景観運営の促進

1) 景観に関する認識の共有に向けた情報発信、意識醸成

優れた景観づくりは、地域のイメージを向上させ、そこでの製品の付加価値を高め、産業、経済活動と連動して町の活力につながるとの認識の共有に向け、景観フォーラム等の開催により、景観に関する町民意識の醸成を図ります。

2) 身近な環境をきれいに保つ習慣化、マナー啓発

ごみのポイ捨てやペットの糞の不始末などのマナー改善に向けた意識啓発を図るとともに、落ちているごみは気づいた人が拾うといった自分たちの暮らす環境を自分たちできれいに保つ習慣化を促進し、小さな行動が町の景観づくりにつながることの意識の醸成に努めます。

3) 地域の景観づくりを担う景観形成団体の育成

歴史を感じさせる景観や賑わいのある景観、落ち着いた住宅地など、景観づくりの目標を共有し、地域ごとの景観特性に応じた景観づくりを推進するため、各地域の景観づくりを担う景観形成団体の育成を図り、地域の主体的な景観づくりを誘導します。

4) 活動団体同士の交流機会の創出と景観まちづくり活動の活性化

地域が一丸となって景観づくりに取り組む意識の共有と体制を強化するため、景観づくりや各種まちづくり活動等を実践する活動団体同士の情報交換・情報交流の場の創出を図り、その中でそれぞれの取組み活動と景観づくりとの関係を意識することにより、景観まちづくり活動の活性化を図ります。

美しい景観づくりの実現を担保する法制度等の有効活用

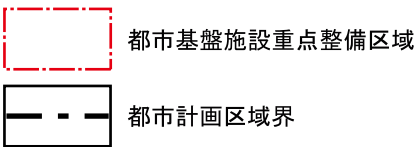
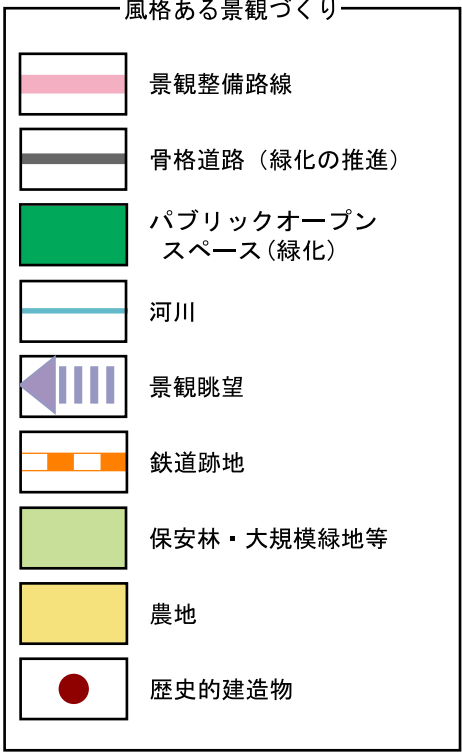
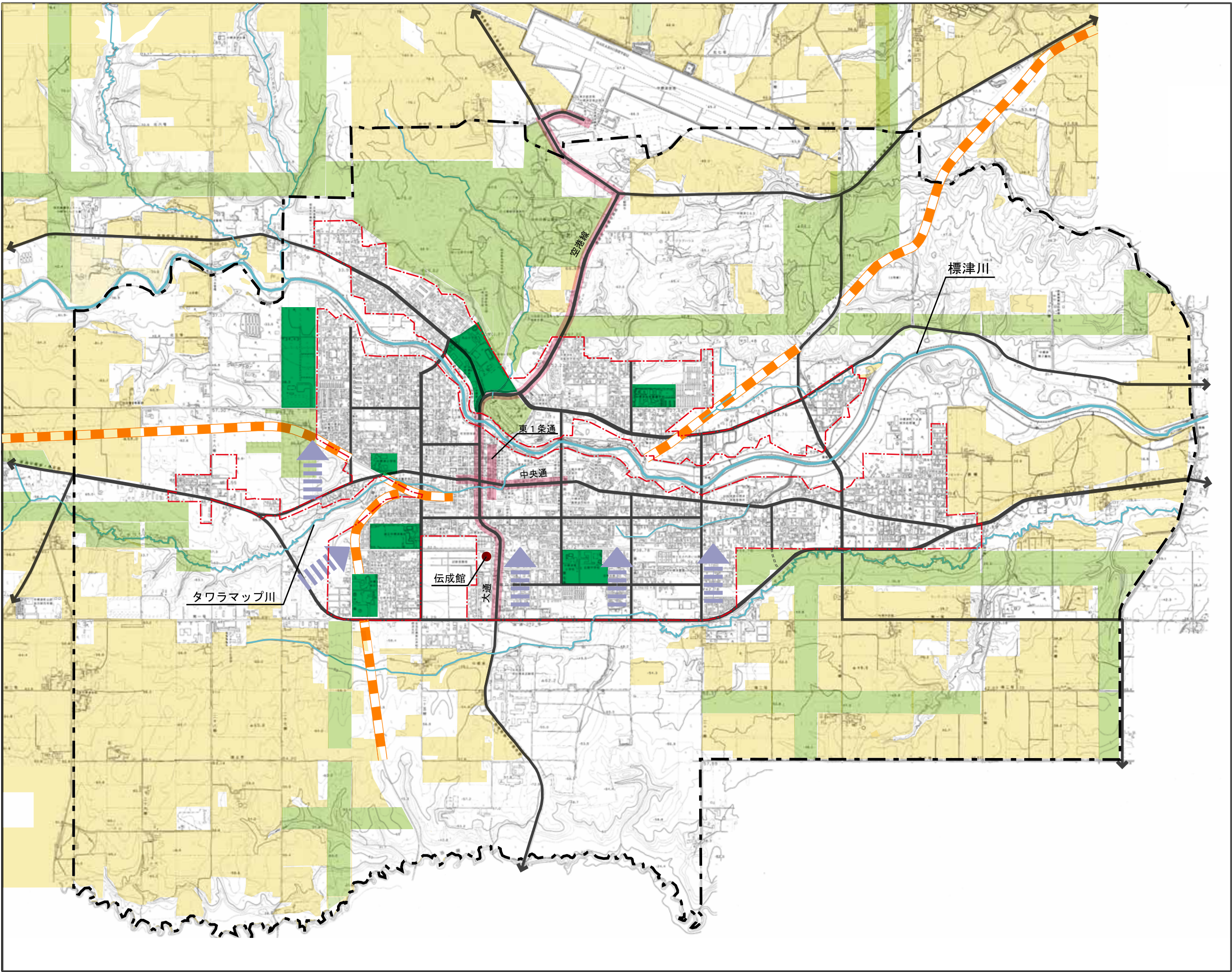
1) 景観法に基づく景観行政団体への移行と景観計画の策定

現行の「中標津町景観条例」や「中標津町景観形成ガイドプラン」に基づく景観形成の取組みを国の法体系や施策体系に基づいた法的強制力を強化した新たな段階の取組みへと向かうため、景観法に基づく景観行政団体への移行と景観計画の策定を図り、将来を見据えた景観形成ビジョンの確立を図り、それに基づく各種景観施策の導入を目指します。

4 “個性豊かで美しい風格のあるまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “個性豊かで美しい
風格のあるまちづくり” ～



縮尺：1／30,000
0 500 1000



■テーマ5 “自律と共生のコンパクトなまちづくり”の目標

豊かな自然環境、地球環境、農村環境と共生し、持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくりを目指す都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・自然や環境、農村と共生するまちづくり
- ・持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくり

を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) 自然や環境、農村と共生するまちづくり

中標津は、緑の多い町。
緑を大切にするという
テーマを都市マスに盛
り込んで。

策定委員会より



中標津の自然を子ども
たちに教えたり知らせ
たり食べさせたりする
視点でまちづくりを行
っていきたい。

策定委員会より

水や緑などとの“自然共生”のまちづくり

1) 緑に包まれた市街地の形成

北海道遺産に選定されている格子状防風林や、河岸段丘の緑や樹林地などを保全し、緑に囲まれた市街地を形成するとともに、市街地内の公園、街路樹、河畔林などの生活に密着した身近な緑の充実を図り、緑豊かな生活環境を形成します。

2) 標津川の河畔林の造成整備

市街地の潤いの軸となる標津川の良い水辺空間の保全と形成を図るため、河畔林の造成整備を推進するとともに、堤防の桜つつみ整備を推進し、緑豊かな標津川河畔の環境整備を図ります。

3) タワラマップ川の自然環境保全及び親水環境の維持管理

中心市街地を流れるタワラマップ川は、都市に潤いをもたらす町民に愛される良好な水辺環境となっていることから、都市と自然との共生の象徴として上流部の自然環境を保全し水を守るとともに、まちなかに設けられた親水環境の適切な維持管理を図ります。

4) 水洗化の普及啓発

町広報紙、その他適当な方法によりPRするとともに、未水洗化家庭等への個別訪問を実施し、水洗化の普及啓発を行い、水洗化率の向上に努めます。

5) 町花エゾリンドウの移植保存と移植跡未利用地の有効利用

現状自生地での保全が困難となっている町花エゾリンドウの移植による保存を推進するとともに、移植跡未利用地の土地の有効利用の促進・誘導を図ります。

6) 子どもたちの自然環境学習の場としての樹林地・河川環境の活用と保全

タワラマップ川上流部の樹林地や双子山、河岸段丘斜面の緑、標津川緑地、鎮守の森、丸山公園などの市街地に残された良好な樹林地や河川環境を子どもたちの自然環境学習の場として活用するとともに、その保全を図ります。



中標津の象徴としての白樺並木の位置づけやその維持・保存の方法について、町として緊急な検討課題として取り上げて検討することが必要では。

策定委員会より



クリーンエネルギー
電気や熱に変えても、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。



ファーマーズマーケット
地域の生産農家が農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場。



川崎市との友好都市協定
平成4年7月に友好都市協定を結び、様々な交流活動を行っています。

7) パブリックオープンスペースの緑化促進

公共施設や大規模民間施設等の公共性の高い環境（パブリックオープンスペース）における敷地周りの植樹や花壇整備などの緑化を促進し、潤いのある都市づくりの形成を図ります。

8) 森林環境・景観の保全に向けた民有林の適切な管理・整備の促進

中標津町の大きな魅力資源となっている農山村部の森林環境・森林景観の保全を目的に、民有林の適切な管理、整備の促進を図ります。

9) 官民協働による老木並木等の更新、維持管理

市街地各地の倒木の危険性がある沿道老木並木等については、樹木管理者の協力を受け、官民協働による適切な更新、維持管理を図るとともに、農業試験場内の老木白樺並木については、町の歴史的遺産としての位置づけや暮らしの場としての安全性の両面からそのあり方を、樹木医等の専門家の意見を交えて検討し、適切な維持管理に努めます。

低炭素社会の構築に向けた“環境共生”のまちづくり

1) 低炭素都市づくりの推進

太陽光エネルギー等のクリーンエネルギー 利用の住宅普及の促進など「中標津町環境基本計画」と連動し、「低炭素都市づくりガイドライン（国土交通省）」に基づく総合的な低炭素都市づくりの施策展開を図ります。

“農都共生”の中標津らしい環境の魅力を活かした暮らしの場づくり

1) 農村の町の生活の楽しさが感じられる物販・交流の場の創出

週末限定の仮設テントによるファーマーズマーケット や荷台を利用したトラック市場など、農村の人と街場の人との出会いにとどまらず他市町からも人が訪れる農村の町の生活の楽しさが感じられる物販と交流の場を創出し、中標津らしい環境の魅力を活かした暮らしの場をつくります。

2) 都市間交流、お試し暮らしの充実

田舎でありながら都市的な生活を送ることのできる農村と都市とが共生した中標津らしい環境の魅力を発信し、中標津町への移住や定住を促進するため、川崎市 をはじめとした都市間交流の充実を図るとともに、移住体験「お試し暮らし」における人的交流の充実を図ります。

3) 「中標津町家庭菜園」の利用環境の充実検討

町民の自給自足をサポートし、農業体験を通じた交流のきっかけの場としての「中標津町家庭菜園」の利便性の向上に向けて、トイレや給水、休憩施設等の整備を検討します。

(2) 持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくり

歯止めをかけていかなければ、町内会のエリアが郊外にどんどん広がり、町内会を運営していく事が難しくなる。何らかの制限が必要だと思う。

策定委員会より

バッファー
“ 緩衝するもの ” の意味。ここでは、緩衝緑地。

J R の線路跡地の大通～西5条までの土地利用の方向性がここ20年間定まらずにきた。どういう展開を目指していくのかの検討に取り組んで。

策定委員会より



豊かな自然や農地の保全と市街地の無秩序な拡大抑制

1) 土地利用コントロールによる市街地拡大の抑制

市街地縁辺部の無秩序な市街地の拡大を抑制しコンパクトなまちづくりを推進するため、各種法令を活用した土地利用コントロールを検討し市街地の拡大抑制に努めます。

2) 市街地拡大を抑制するバッファー形成

優良農地や保安林、河川などを市街地の拡大を抑制するバッファーとして活用しその保全を図ります。

3) 市街地内の低未利用地の活用促進

必要に応じて、道路、下水道等の公共施設の整備や冠水対策など、良好な住環境の形成に向けた都市基盤施設整備を進め、既成市街地内に存在する低未利用地の活用促進を図ります。

鉄道跡地を含む市街地内の遊休町有地については、将来にわたって土地が有効に活用されるよう、町民の利用ニーズや経済分析等からその利用の方向性を総合的に判断し、土地の有効利用の促進に努めます。

歩いて暮らせるコンパクトなまちなかづくり

1) まちなか居住の誘導

中心市街地の利便性を享受し、安全・快適に歩いて暮らせるまちなかづくりに向けて、高齢期でのまちなか居住を希望する層、利便性の高い暮らしを望む層、まちなかで新たなビジネスチャンスを求めている層など、まちなか居住の潜在的なニーズに対応した住宅供給の促進とまちなか居住の誘導を図ります。

2) 徒歩・自転車利用で生活できるまちなか環境の整備促進

過度に車に依存することなく、歩いて暮らせるまちなかの実現を目指し、誰もが徒歩や自転車で安全・快適に利用できる歩行者優先の道路整備を推進するとともに、いつでも容易に買い物や福祉などの生活支援サービスを受受できる利便性の高いまちなか環境の整備誘導を図ります。

3) まちなかで利用できる行政機能整備の検討

歩いて暮らせるまちなかづくりに伴い、まちなかで利用できる申請・証明・届出等の行政機能の設置について検討し、まちなかにおける利便性の向上を目指します。

4) 職住一体の店舗づくりの促進

まちなかにおける職住一体の店舗づくりを促進し、まちなかにおける居住

人口の保持、コミュニティの形成、利便性の向上といった複合的な課題の解決を図ります。

持続可能な官民協働によるまちづくりの推進

１）「まちづくり町民会議」等の計画実施評価体制の構築

「まちづくり町民会議」等の計画実施を評価する委員会等の体制の構築を図り、「第６期総合発展計画」と連動して推進する都市づくり施策の実施評価を行い都市づくりの推進に努めます。

２）官民協働による都市マス推進体制の構築

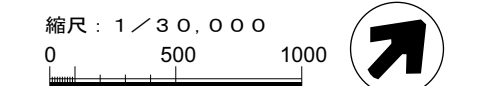
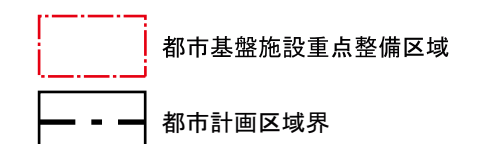
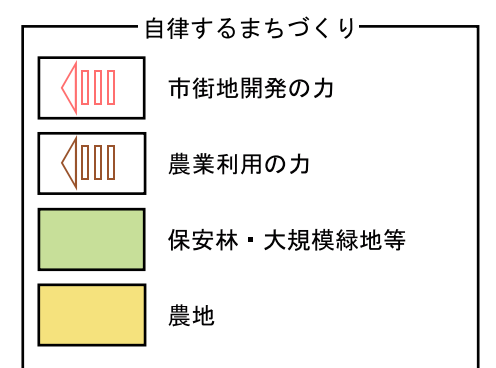
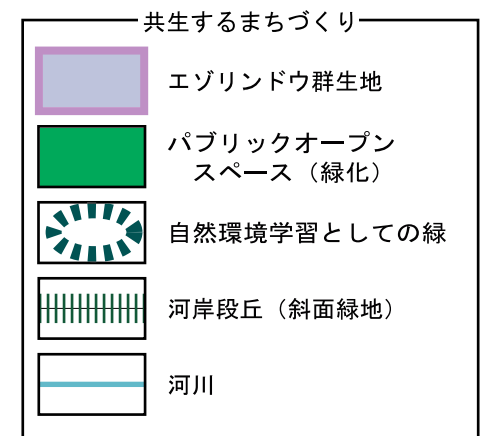
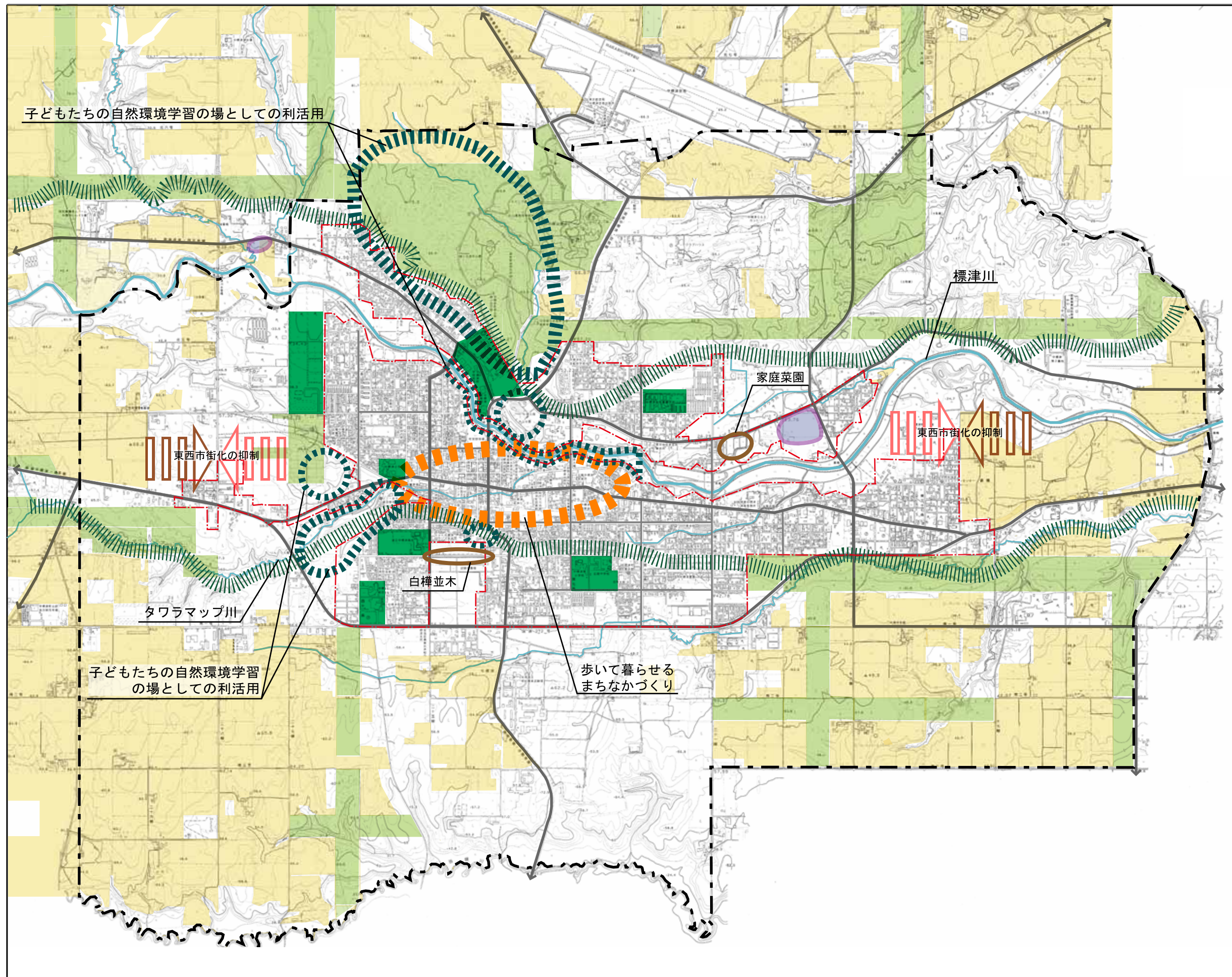
「庁内推進会議」の継続的な設置と地域町民で組織する「街づくり協議会」を設置し、官民協働による都市マスの推進を図ります。



5 “自律と共生のコンパクトなまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “自律と共生の
コンパクトなまちづくり” ～



6 . 都市整備の基本方針

“総合計画連動構想”を受けて、都市計画の分野ごとの整備方針を示します。

6 - 1 土地利用の方針

- 市街地周辺の豊かな自然環境や生産性の高い農地を守り、低炭素社会の構築に貢献すべくコンパクトで機能的・効率的な市街地の形成を目指します。

■ 基本的な考え方

- ・ 土地は、現在及び将来における限られた資源であり、町民の生活及び生産活動の共通の基盤であることを再認識し、今後、市街地においては、様々な魅力にあふれ、あたたかな思いやりに包まれた“交流ある都市”、地球に優しく、身近な潤いのあふれる“共生する都市”、無駄が少なく、ゆとりのある“自律した都市”の将来都市構造を見通しながら、土地利用の規制誘導を的確に行い、市街地周辺の豊かな自然環境や生産性の高い農地を守り、低炭素社会の構築に貢献すべくコンパクトで機能的・効率的な市街地の形成を目指します。

■ 基本方針

自然環境と共生したまとまりのある将来市街地の形成

- ・ 無秩序な市街地の拡大は、貴重な自然環境を失うと同時に、行政コストの増加を招き、都市経営の面からも非効率的であることから、主に整備開発を進める将来市街地（＝“都市基盤施設重点整備区域”）は、既存用途地域の範囲を基本としつつ、南側においては南環状線（国道 272 号）までを範囲として設定し、できるだけコンパクトな市街地規模を維持します。

- ・ “都市基盤施設重点整備区域”のうち、既存用途地域から外れる区域で既に宅地化が進んでいる区域は、“都市基盤施設整備協議区域”と位置づけ、土地の利用状況に応じた用途地域を定め、土地利用の規制、誘導を図ります。

市街地周囲の自然環境の保全と有効活用

- ・ 市街地の周囲に存在する保安林等の樹林地や背後に広がる牧歌的景観等の恵まれた自然環境を積極的に保全し、無秩序な市街化が懸念される用途白地地域においては、特定用途制限地域の指定を検討し、市街地拡大の抑制を図ります。
- ・ 市街化を抑制しつつも、市街地周辺の自然環境に配慮しながら、河川、樹林地などを活用した自然体験の場や農地を活用した観光農業・体験農業など、地域資源としての有効活用を検討し、白地地域ならではの自然と共生する土地利用を図ります。

都市基盤施設重点整備区域

都市計画法上の用途地域を定め、都市的土地利用を図ることを誘導する区域として本都市マスで定めた区域。下水道等の都市基盤施設の整備は基本的に本区域内でのみ行う。

用途地域

都市計画法に基づき建築物の用途、容積率、建ぺい率について制限を行う制度。用途の混在を防ぐことを目的としており、住居、商業、工業を大枠として12種類がある。

特定用途制限地域

用途地域を定めていない都市計画区域内において、特定の建築物等の用途の制限を定めることによって、好ましくない用途の建築を制限できる制度。

機能的・効率的な市街地内土地利用の推進

- ・ 土地利用は、市街地におけるそれぞれの地域特性を勘案した利用区分の設定を行うとともに、交通ネットワークや公共施設等と連携するような住居系、商業・業務系、工業系、観光・レクリエーション系の土地利用をバランスよく配置し、効率的かつ機能的な土地利用を推進します。
- ・ 中心市街地は、住居系や商業・業務系、観光・レクリエーション系の複合拠点としての土地利用を図ります。
- ・ 既成市街地では、ミレニアムプランに位置づけられた自然環境や歴史環境、公共性の高い環境とそのネットワーク化を図りながら、低未利用地の有効活用や住環境や業務環境、レクリエーション環境の充実に向けた土地利用を進めます。



1) 専用住宅地

- ・ 主に低層住宅及び中高層の住宅が集積している、または集積することが予測される地域に配置し、良好な住環境の保全を図りながら居住水準の高い住宅地の形成を進めます。
- ・ 低未利用地の利用促進にあたっては、必要に応じて、道路、下水道等の公共施設の整備や冠水対策など、良好な住環境の形成に向けた都市基盤施設整備を進め、周辺環境や景観との調和を重視した宅地開発を誘導します。
- ・ 公的住宅は、計画的な都市づくりへの寄与を図るよう、中心市街地をはじめとする既成市街地での移転等建替や新規建設を進めます。



2) まちなか居住・業務地区

- ・ 中心市街地において、住宅のほか商店や事務所等が立地している、またはそのような状況が今後予測される地域に配置し、都市の活性化及び地域の利便性を確保するとともに良好な住環境の保全が図られたまちなか居住を促進します。
- ・ 低未利用地の活用や老朽化した集合住宅の建替の促進等による都市型中層住宅の供給や業務施設の整備を誘導します。



3) 商業・業務地区

- ・ 商業・業務施設が集積した 3・4・3 大通、3・4・1 中央通沿線の中心市街地に配置し、空き地や空き店舗等の有効活用を検討しながら、飲食店や商業施設、業務施設の集積する「町の顔」としての魅力ある賑わい交流拠点の形成に努めます。
- ・ 商業発祥の地としての歴史を有する東 1 条通と中心市街地を流れるタワラマップ川を町の個性として活かしながら、町民、来訪者が、憩い、楽しめる環境の整備に努めます。



4) 沿道サービス・業務地区

- ・ 市街地内交通の主要幹線道路として位置づけられる 3・5・16 南環状線（国道 272 号）と 3・4・1 中央通（道道中標津標茶線）の西側の一部沿道地域で、サービス施設、商業・業務施設が集積している、または集積することが今後

予測される地域に配置し、背後の住環境等に配慮するとともに、広域圏を対象とした大規模商業・業務施設や空路に対応する流通・観光リゾート関連の新規商業・業務施設の立地を誘導し、沿道における利便性の確保を図ります。

5) 工業地区

- ・ 大規模工場やコンクリートプラント等の工業施設が立地する地域に配置し、合理的な操業環境を維持するとともに、周辺の住環境の向上を図るため、敷地内での緑地の確保などを誘導します。



6) 産業・住宅混在地区

- ・ 住宅と中小規模な工場施設が集積、混在している、またはそのような状況が今後予測される地域に配置し、土地利用の純化を基本としながらも住宅と工場等の共存を図ります。
- ・ 中小規模工場の工業系土地利用地域への移転を促進するとともに、大規模工場と併せて、周辺の住環境の向上を図るため、敷地内での緑地の確保などを誘導します。

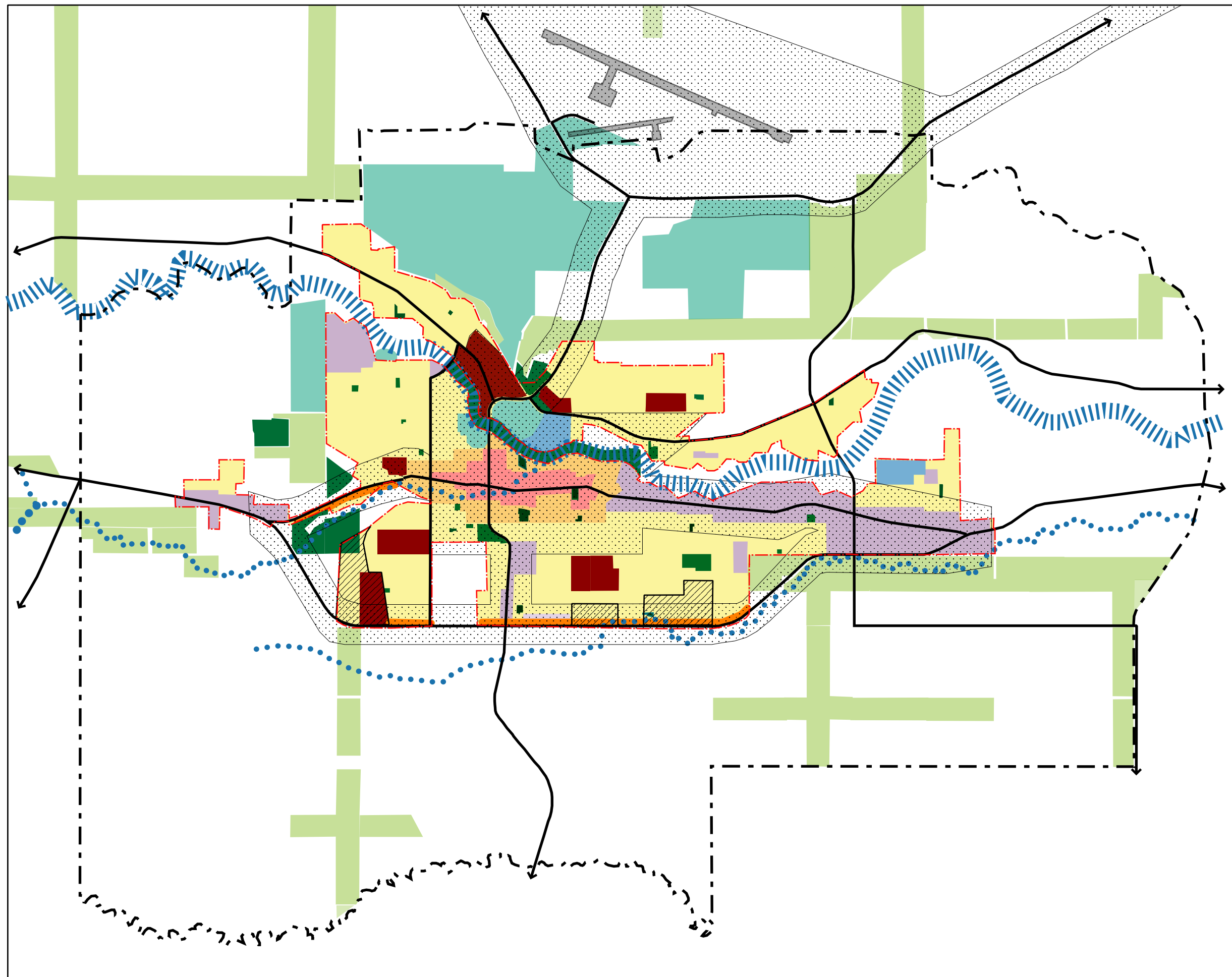


7) 観光・レクリエーション地区

- ・ 広域的に利用されている道立ゆめの森公園や緑ヶ丘森林公園、知床ゴルフクラブ中標津コースや、町民に利用されている運動公園、末広公園・野球場、西町地域のスポーツ施設群、丸山公園などを観光レクリエーション地区として配置し、中心市街地を核とした飲食、宿泊、物販、文化・芸術などといった都市型観光・レクリエーション系施設の誘導と連携し、中標津町の観光・レクリエーション環境の充実を図ります。
- ・ スポーツ・運動系レクリエーション機能の充実を図るため、運動公園やスポーツ施設等の機能充実とともに、標津川河川敷地におけるジョギングコースや釣り場、歩くスキーコース等の整備を図り、スポーツ・運動系レクリエーション施設のネットワーク化を図ります。
- ・ 基幹産業である酪農を中標津町の観光分野における最大の魅力的資源と捉え、酪農と観光が連携した中標津らしい酪農体験等レクリエーション機能の充実を図ります。



土地利用の方針



凡 例

	専用住宅地
	商業・業務地区
	まちなか居住・業務地区
	沿道サービス・業務地区
	観光 ・レクリエーション地区
	工業地区
	産業・住宅混在地区
	公園・緑地等
	保安林等
	主な生活環境施設
	景観に配慮する地区
	都市基盤施設 重点整備区域
	都市基盤施設 整備協議区域
	都市計画区域界

縮尺：1／30,000
0 500 1000

6 - 2 道路・交通体系の方針

- 歩行者優先の道路整備に視点を転換し、子供から高齢者、体に障がいのある方々など、誰にでもやさしく、散策して歩いて楽しい歩行環境の整備を目指します。

■ 基本的な考え方

- ・ 中標津町の道路体系は、自動車道路の一定の充足が図られるなか、子供から高齢者、体に障がいのある方々など、誰にでもやさしい歩行環境や、散策など歩いて楽しい歩行環境へのニーズの高まりに対応する歩行者優先型の道路整備が重要となってきています。
- ・ 今後の交通体系の整備については、都市間を結ぶ広域交通に対応した交通網の整備、市街地内の主要な拠点を結ぶ骨格道路網の整備、需要に適切に対応した公共交通システムの整備を進めるとともに、地球環境にやさしい低炭素社会への実現に向けて自動車優先型から歩行者優先型の道路整備に視点を転換し、特に、中心市街地における歩行者優先の道路整備に重点的に取り組むとともに、鉄道跡地や標津川の河川敷を活用して、公共性の高い環境をネットワークさせる歩行者道路の整備を目指します。

■ 基本方針

広域交通に対応した交通網の整備

- ・ 中標津町は、中標津空港を有する広域アクセスの良さと世界遺産知床や道東圏の豊かな自然資源観光地に近接した中継拠点的な立地特性にあり、町外からの来訪者が訪れる町であることから、来訪者にとっての休息や交流の場及び、道東観光を案内する拠点となり得る交通拠点の形成を目指します。
- ・ 来訪者にわかりやすい道路構成を推進し、主要な施設や観光地への案内標識を適正に配置するとともに、良好な景観を有する眺望ポイントにおいては、停車スペースの確保を図るなど、観光交通に配慮した道路空間の形成を目指します。
- ・ 広域的な人や物の移動を円滑にするとともに、本町における骨格的な道路網を形成するため、高規格道路、国道による広域幹線道路網の整備や適正な維持を促進します。



バイパス
迂回すること。

1) 広域計画道路網との接続

- ・ 広域交通網として計画されている地域高規格道路釧路中標津道路、根室中標津道路の整備にあわせ、市街地との良好なアクセスを確保し、効率の良い交通処理を行う関連道路網の検討を行います。

2) 都市間を結ぶ道路整備（主要幹線道路）

- ・ 市街地の南側にバイパスし、釧路市、弟子屈町、標津町を連絡する南環状線（国道272号）は、交流、物流などの面で町民の生活に欠くことのできな

い重要な路線であることから、主要幹線道路として位置づけ、関係機関との連絡調整を図り、適正な整備と維持及び景観整備を推進します。

市街地内の道路網の整備

- ・ 都市計画道路を中心とする市街地内幹線道路は、市街地内の活動拠点間を結び、地域間交通を円滑にする役割を果たしており、町民の日常生活や流通などの様々な都市活動を支えることから、都市間・地域間の拠点を連結し、地域内交通の効率化と流通機能の強化を図る幹線道路網を、市街地の形成と連動して適正に配置し、市街地における円滑な道路・交通体系の確立を目指します。
- ・ 主要幹線道路を補完し市街地内の各地区間を連携する幹線道路、また、幹線道路を補完し地区内を連絡する補助幹線道路、さらに住宅地内の生活道路により安全性、利便性の高い道路ネットワークの形成を図ります。



1) 市街地の各地区間を結ぶ道路整備（幹線道路）

- ・ 市街地内の主要道道3路線（中標津標茶線、中標津空港線、根室中標津線）や一般道道3路線（俣落西五条線、川北中標津線、中標津停車場線）は、住宅地と商業地、空港と市街地など、市街地内における主要な拠点を結ぶ重要な路線であることから、幹線道路として位置づけ、関係機関との連絡調整を図り、適正な整備と維持及び景観整備を推進します。



2) 地区間を結ぶ道路整備（補助幹線道路）

- ・ 幹線道路を補完する地区内の道路を補助幹線道路として位置づけ、未整備区間の早期整備に努めるとともに、老朽化した道路の再整備、適正な補修、改良など維持管理を行います。



3) 生活に密着した生活道路整備（区画道路）

- ・ 幹線道路や補助幹線道路を補完する区画道路は、町民の生活に密着した道路として「中標津町道路整備5箇年計画」に基づき順次整備を進めるとともに、適切な補修、改良など維持管理を行います。

4) 適切な都市計画道路網の配置

- ・ 新たな都市計画道路の計画にあたっては、周辺の土地利用状況を踏まえ、既存の市街地や道路との関係性、連絡性に配慮しながら、社会経済動向などを分析し適切に定めていきます。
- ・ 既定の都市計画道路のなかで相当の期間整備未着手の路線については、周辺土地利用の状況や道路網としての位置づけなどを考慮した上で、町民や関係権利者の合意のもとに、変更や廃止などの見直しを検討していきます。

需要に適切に対応した公共交通システムの整備

- ・ 高齢社会に対応したまちづくり、また、自動車に頼らず環境にやさしい低炭素社会のまちづくりを進めるには、バス交通は町民の暮らしを支える必要不可欠な公共交通機関であることから、町民の需要に適切に対応した公共交通網の再編など公共交通の利便性向上に向け、町民・行政・企業・団体が協働し、そのあり方について検討していきます。

人にやさしい歩行者道路網の整備

- ・ 高齢社会の進展と福祉のまちづくりの観点から、歩道の整備計画の策定を検討し、歩行スペースの拡幅、段差の解消、傾斜の緩和、スロープの設置などのバリアフリー化を推進するとともに、幹線道路網の整備による歩行者ネットワークを形成し、子どもたちや、高齢者、障がい者を含めた全ての人にやさしい快適な道路空間の整備を目指します。
- ・ 冬期間における安全な道路空間の確保を目的とし、町民・行政・企業・団体の協働のもと、各々の役割分担を明確にした除排雪体制の充実を図ります。



1) 日常利用歩行者ネットワーク

- ・ 地区のパブリックオープンスペースへの安全な主要歩行者動線を確保し、車の速度を抑制する工夫により歩行者の安全性を確保します。
- ・ 広幅員の歩道整備を推進し、緑豊かな潤いのある沿道景観の整備を図るとともに、防犯対策等を考え照明の明るさについても配慮し、歩行者の安全性と快適性の向上を図ります。



2) レクリエーション利用歩行者ネットワーク

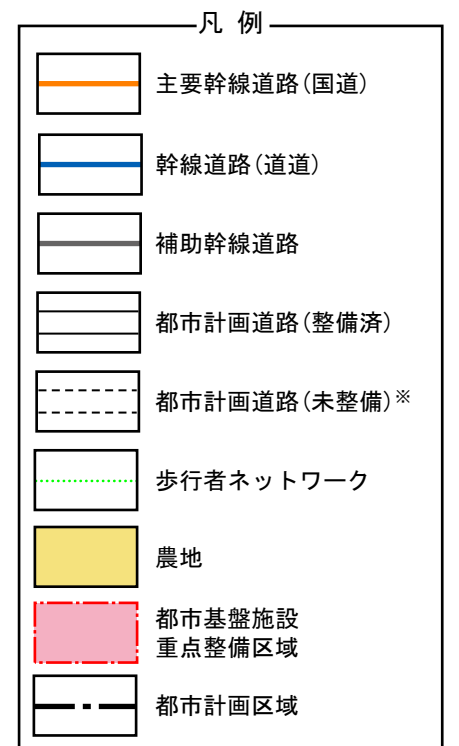
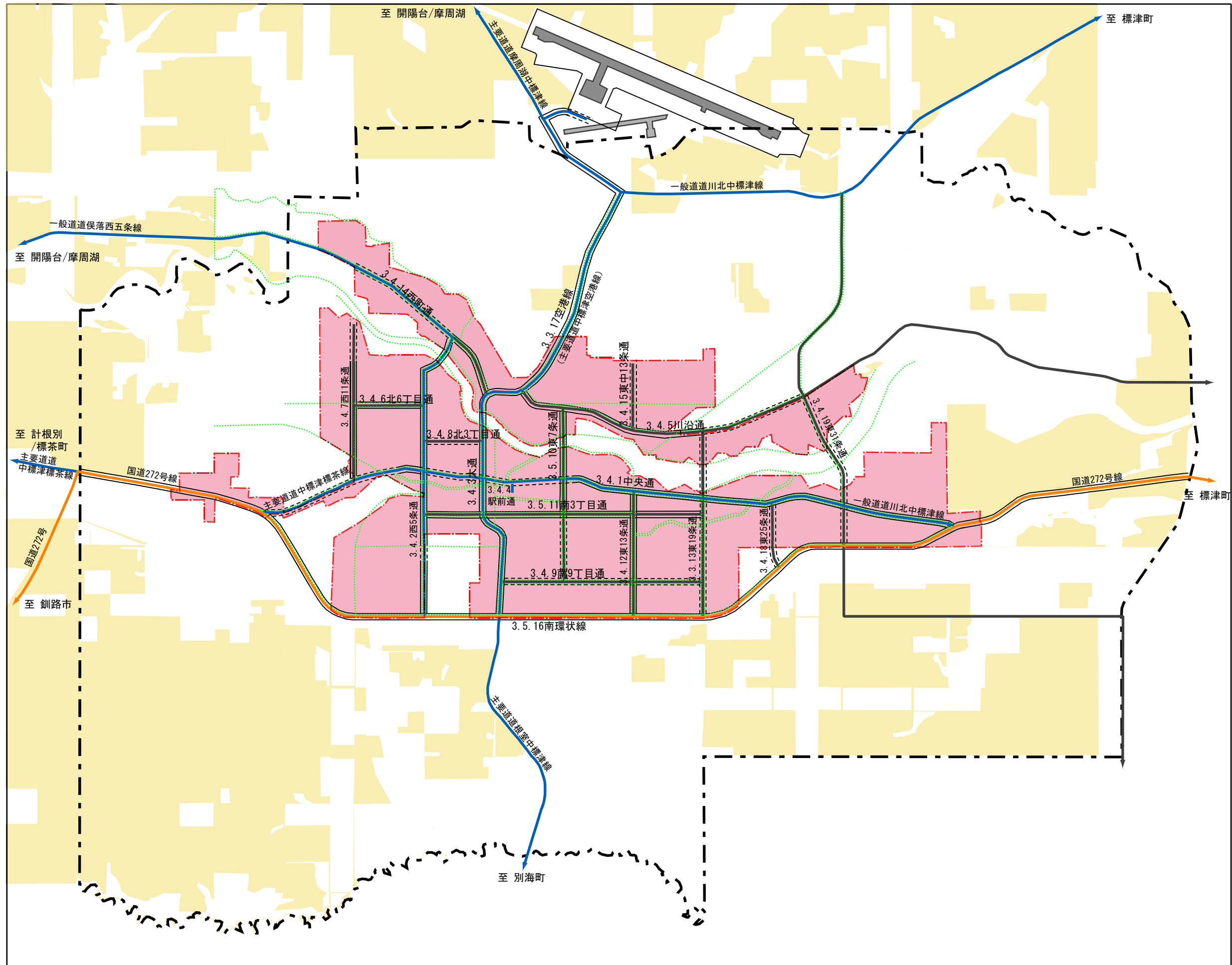
- ・ 鉄道跡地や標津川河川敷、大規模公園等の敷地を活用し広域的な利用も含めたレクリエーション・スポーツ目的に対応する歩行者ネットワークを整備します。
- ・ 既存保安林内や小河川沿い、斜面緑地についても、その自然環境に配慮しつつ、散策路としての活用を行い、標津川河川敷とともにネットワークの形成を図ります。



3) 中心市街地の歩行者ネットワーク

- ・ 中心市街地については、商業、交流等様々な機能の集積がみられる地区であることから、誰でも安全・快適に歩行できるよう、バリアフリー化を特に重点的に行ないます。

道路・交通体系の方針



※「都市計画道路(未整備)」とは、都市計画決定している幅員まで整備されていない道路のこと。

縮尺：1／30,000
0 500 1000



6 - 3 水と緑の環境方針

- “豊かな水と緑の潤いのある環境の確保”、“多様化するレクリエーションニーズへの対応”という、2つの観点から「水と緑のネットワーク」の形成を目指します。

■ 基本的な考え方

- ・ 中標津町市街地は、北海道遺産にも選定されている格子状防風林や、河岸段丘等の豊かな緑や樹林地に囲まれるとともに、市街地内部においては標津川等の河畔林や中標津神社鎮守の森などの良好な樹林地が存在するなど、水と緑の豊かな環境を有しています。
- ・ また、運動公園や末広公園等のスポーツ利用される公園や、道立ゆめの森公園や緑ヶ丘森林公園などの広域利用される公園など多様な公園・緑地を有しています。
- ・ 河川環境については、タワラマップ川などの小河川が市街地内に貴重な緑と潤いを与えてくれており、河川環境の保全や親水性の向上、治水のための整備が進められています。
- ・ 中標津町市街地の河川、公園・緑地の整備を考えていく上では、“豊かな水と緑の潤いのある環境の確保”、“多様化するレクリエーションニーズへの対応”という、2つの観点からその整備・保全に努め、標津川や防風林、道立ゆめの森公園、緑ヶ丘森林公園など“都市の骨格的な公園・緑地及び河川”とタワラマップ川などの小河川や地域の公園・緑地など“地域生活に密着した公園・緑地及び河川”を大切にし、歩行者系道路とのネットワーク化や子供から大人までが安心して楽しめる環境づくりと併せた「水と緑のネットワーク」の形成を目指します。

■ 基本方針

豊かな水と緑の環境確保の観点からの配置



1) 河川環境の保全と親水性の向上

- ・ 市街地内には標津川をはじめ大小様々な河川が流れ、標津川沿いやタワラマップ川上流部は自然豊かな緑の環境を形成しているとともに、ますみ川やチナナ川等の小河川は市街地内に潤いをもたらす重要な水辺空間となっていることから、これら河川の積極的な保全を図り、上流部の水源を保全するとともに、水辺空間における親水性の向上を図り、水を身近に感じられる潤いのある市街地環境の形成を図ります。



2) 市街化の拡大を抑制する市街地外縁部の緑の保全

- ・ 格子状防風林を形成する市街地北側や南側の保安林や、緑が豊富な西側の運動公園は市街地拡大のバッファーとしての効果があることから、これら市街地外縁部の緑の積極的な育成と保全を図ります。



3) 市街地内の緑地の保全と緑化の推進

- ・ 鉄道跡地沿いの樹林地や河岸段丘斜面緑地、中標津神社周辺の鎮守の森などの市街地内の緑地は、市街地に潤いを与える重要な緑であることから、その積極的な保全を図るとともに、住宅地等での庭先における花づくりや街路等における緑化を促進し、花や緑であふれる潤いのある市街地形成に努めます。

4) 景観構成要素としての水と緑の環境の維持

- ・ 格子状防風林や河岸段丘の斜面緑地、標津川やタワラマップ川等の市街地内外の緑、河川は、市街地景観を構成する重要な自然景観構成要素であることから、その景観の維持・向上に向け、積極的な保全及び修景を図ります。

5) 公共下水道の計画的な維持・整備

- ・ 衛生的で快適な生活環境の確保と水質の保全を図るため、「公共下水道管路施設長寿命化計画」に基づいた下水管渠の計画的な修繕、改修等の維持管理を進めていきます。
- ・ 排水設備工事未実施者への啓発を行い、下水道普及率の向上を図るとともに、都市基盤施設整備協議区域においては、用途地域指定や道路整備の状況を考慮しながら、下水道整備の検討を進めます。

多様化するレクリエーションニーズへの対応の観点からの配置



1) 公園の適正配置と施設の維持管理

- ・ 公園は、主として自然的環境の中で町民の貴重な憩いや交流、安らぎの場となるとともに、災害時には緊急の避難場所として活用されることから、その配置にあたってはその機能や周辺の土地利用、交通体系等を勘案し、計画的かつ適正に配置し公園の利用促進を図ります。
- ・ また、これまでの“造り・増やす”時代から“守り・育てる”時代へとシフトし、町民・行政・企業・団体の協働による公園の維持管理体制を検討し、官民協働による公園の維持管理を図ります。
- ・ 町で管理する都市公園施設については、「中標津町公園施設長寿命化計画」に基づき、既存公園施設の遊具等の計画的な修繕・更新を図り、安心して利用できる公園整備に努めます。

2) つながりのある緑の空間の形成

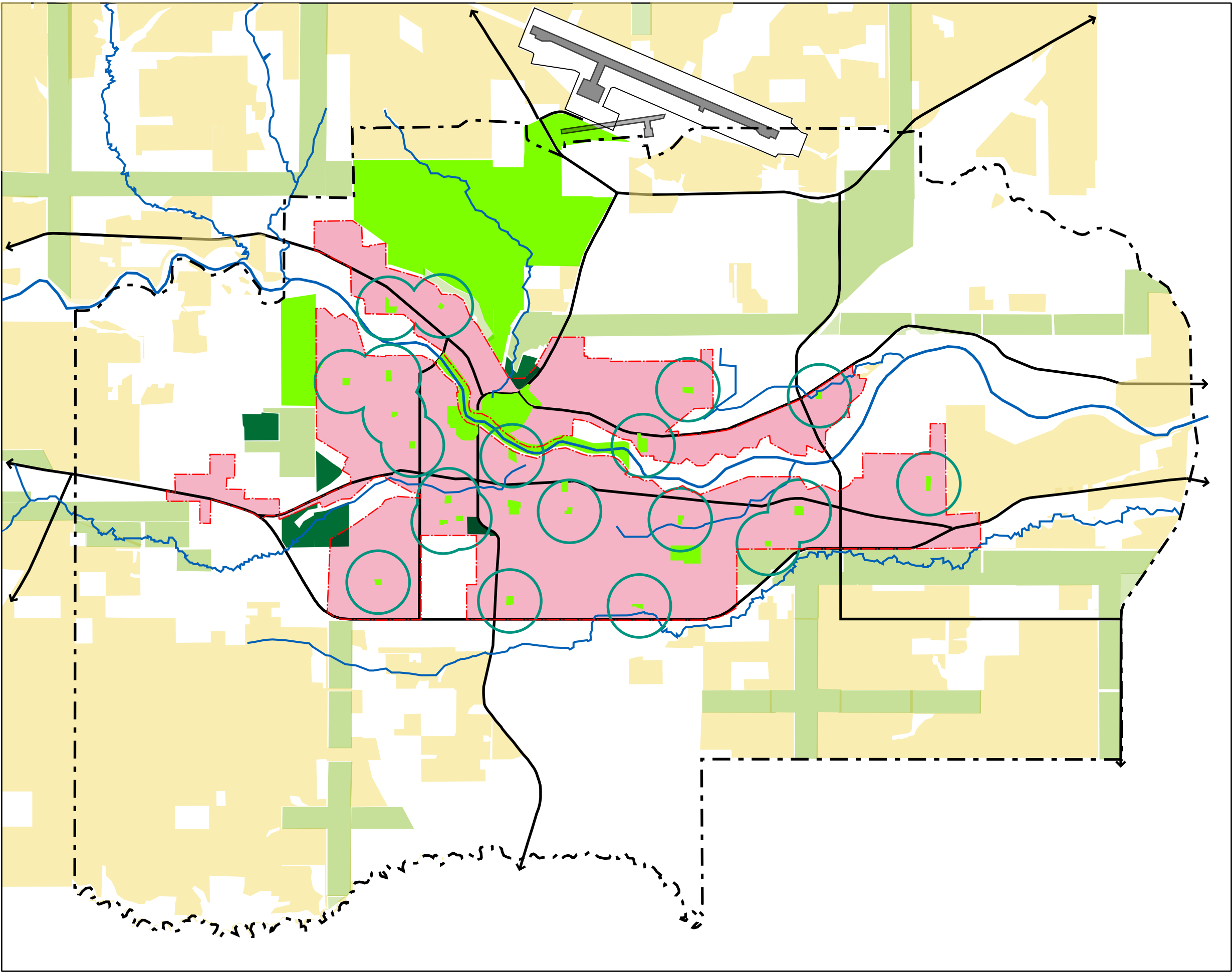
- ・ 標津川沿いには、運動公園、丸山公園、野球場を有する末広公園、パークゴルフ場のある緑ヶ丘森林公園等、町内だけではなく広域的にも利用される公園が多数存在します。これらをより魅力的なものにするため、標津川河川敷を活用した散策路等によって各公園施設を有機的につなぎ、冬期は歩くス



キーコースとして活用するなど冬でも楽しめるレクリエーション機能の向上を図るなど施設間のネットワーク化を図り、公園利用の促進を図ります。

- ・ ジョギングやウォーキング等の町民ニーズ対応するため、標津川河川敷や鉄道跡地を活用したウォーキングコースに使える歩く道の環境整備を促進し、歩行空間のネットワーク化を図ります。

水と緑の環境方針



凡 例

- 公園・緑地
- 市街地の良好な緑地
- 保安林
- 街区公園250m誘致圏
- 河川
- 農地
- 都市基盤施設
重点整備区域
- 都市計画区域

縮尺：1／30,000
0 500 1000



6 - 4 その他都市施設等の整備方針

- 利用者ニーズに応じた効果的、効率的な施設配置とともに、人にやさしい施設づくりや、地球環境時代に対応した環境負荷の少ない施設づくりを目指します。

■ 基本的な考え方

- ・ 学校施設や官公署施設、福祉施設等の生活環境施設は、中心市街地およびその周辺に比較的集中していますが、町立病院が国道沿いに移転するなど郊外への配置もみられ、中心市街地の利便性の低下による魅力の低下や、郊外施設へのアクセス手段の充実の必要性等の問題があります。
- ・ 交流空間への町民ニーズは高く、総合文化会館が中心市街地に整備されていますが、地域においては、集会所などの交流施設が求められており、その整備においては、その使いやすさ等の観点から、町民参加等による利用者ニーズの反映が必要とされます。
- ・ 生活環境施設整備は、各種都市基盤施設との連携を図りながら、中心市街地への集積など効果的、効率的な配置を行うとともに、高齢者や障がい者などの移動制約者に配慮した整備と配置を図るなど人にやさしい施設づくりや、地球環境時代に対応した環境負荷の少ない施設づくりを目指します。

■ 基本方針

効果的、効率的な生活環境施設の配置

- ・ 生活環境施設は、都市生活を支えるうえで重要な施設となっていることを踏まえ、今後の配置については、市街地内の需要動向や町民の利便性を考慮し、施設の集約化や異なる機能の複合化など、効果的かつ効率的な施設配置を図ります。
- ・ 低炭素社会を構築するコンパクトな都市づくりを進める観点から、公共公益施設の用途白地地域への立地を抑制し、既成市街地内での適正な立地を図ります。

人にやさしい施設づくり

- ・ 高齢社会への対応や福祉の都市づくりの観点から、生活環境施設の整備にあたっては、段差の解消やスロープ化などのバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念に基づいた施設づくりを推進します。

環境に配慮した生活環境施設の整備

- ・ 生活環境施設の新築、改築にあたっては、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・ 未利用エネルギーや再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーの活用についても研究、検討し、地球環境時代に対応した低炭素社会にふさわしい施設等の整備に努めます。

